

教育委員 各位

日野市教育委員会

教育長 堀川 拓郎

(公印省略)

令和6年度第12回教育委員会定例会の開催について

日野市教育委員会告示第13号により、下記のとおり令和6年度第12回教育委員会定例会を開催します。定刻までに御参集ください。

開催日時

令和7年(2025年)3月18日(火) 午後2時

開催場所

教育委員会室(506会議室)

案件

議案

第55号 令和7年度(2025年度)の主要な取り組みの策定について

第56号 日野市新たな学校づくり・社会教育施設づくり推進計画の策定について

第57号 日野市教育委員会公印規程の一部を改正する規則の制定について

第58号 教育委員会職員の分限休職の専決処分について

第59号 日野市立学校学校薬剤師の解嘱及び委嘱について

第60号 教職員の内申の専決処分について

第61号 豊田小学校学校運営協議会委員解任の専決処分について

第62号 旭が丘小学校学校運営協議会委員の任命について

第63号 東光寺小学校学校運営協議会委員の任命について

- 第64号 潤徳小学校学校運営協議会委員の任命について
- 第65号 日野第一中学校学校運営協議会委員の任命について
- 第66号 日野第四中学校学校運営協議会委員の任命について
- 第67号 平山中学校学校運営協議会委員の任命について
- 第68号 「日野市立小中学校における働き方改革推進プラン」の改定について
- 第69号 日野市社会教育委員会議規程の一部を改正する規程の制定について
- 第70号 日野市公民館運営審議会規則の一部を改正する規則の制定について
- 第71号 日野市立図書館協議会運営規則の一部を改正する規則の制定について
- 第72号 日野市郷土資料館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
- 第73号 日野市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
- 第74号 日野市教育委員会の附属機関の会議の傍聴に関する規則の制定について
- 第75号 日野市立学校施設の開放に関する規則の制定について
- 第76号 日野市立学校体育施設の開放に関する規則の制定について
- 第77号 日野市立学校体育施設開放実施細則を廃止する規則の制定について
- 第78号 日野市立教育センター所長の任命について

請願

- 第6-13号 落選・義家弘介氏ら”反日教組議連”が09年6月文科省課長を呼び出し迫った教特法第18条2項改悪は、主権者教育の妨害なので今後とも改悪しないよう、文科省に意見書を出そう等の請願

報告事項

- 第28号 「第4次日野市子ども読書活動推進計画」の期間延長について

議案第55号

令和7年度（2025年度）の主要な取り組みの策定について

上記議案を提出する。

令和7年3月18日 提出

日野市教育委員会
教育長 堀川 拓郎

《提案理由》
令和7年度（2025年度）の主要な取り組みを策定するものです。

令和7年度（2025年度）主要な取り組み

	部門	プロジェクト・理念	事業名	事業概要	事業区分	重点事業	予算額（千円）	主管課
1	第4次学校教育基本構想の推進	「学校を支える」プロジェクト	豊田小学校大規模改造事業	令和2・3年度の東校舎改築、令和4年度の体育館大規模改造に続き、令和6～8年度に校舎大規模改造、令和9年度に校庭改修等を実施し、学習環境の整備と併せた施設の長寿命化を図る。	継続	○	979,245	庶務課
2	第4次学校教育基本構想の推進	「学校を支える」プロジェクト	「日野本町地区公共施設再編基本構想・基本計画」の策定	企画部が所管する「日野本町地区公共施設再編基本構想・基本計画」の区域に含まれる日野第一小学校について、市長部局と改築に向けた協議調整を行う。	新規		－	庶務課
3	第4次学校教育基本構想の推進	「学校を支える」プロジェクト	学校施設のLED化の計画的な推進	・令和7年度に日野第三小学校、潤徳小学校、滝合小学校にて照明改修工事を実施する。 ・その他20校及び2園については、令和7年度から8年度にかけてLED照明器具設置をリース方式にて実施する。	新規	○	183,441	庶務課
4	第4次学校教育基本構想の推進	「学校を支える」プロジェクト	給食調理室へのエアコン設置	・給食調理室にエアコンが設置されていない小中学校21校にて、各学校の環境によりどの程度の能力の設備が必要かを把握するための基本調査を実施する。 ・改築により使用期限が明確である日野第一小学校については、先行してリース方式にてエアコンを設置する	新規		13,801	庶務課
5	第4次学校教育基本構想の推進	「学校を支える」プロジェクト	学校給食費の全額公費負担化	日野市立小中学校の学校給食費を全額公費負担にする。また、食物アレルギー等のために学校給食の提供を受けず、弁当を持参する場合には、給食費相当分の金額を保護者に補助する。	継続	○	755,271	学務課

令和7年度（2025年度）主要な取り組み

	部門	プロジェクト・理念	事業名	事業概要	事業区分	重点事業	予算額（千円）	主管課
6	第4次学校教育基本構想の推進	「学校を支える」プロジェクト	学校における働き方改革推進事業	教員不足や、業務量が増大する実情を踏まえ、「副校長補佐」「スクール・サポート・スタッフ」「部活動指導員」「エデュケーション・アシスタント」を実施しながら、超過勤務時間の縮減等、学校の働き方改革を推進する事業を実施する。	拡充		304,130	教育指導課
7	第4次学校教育基本構想の推進	「学校を支える」プロジェクト	特色ある学校づくり推進事業	学校や教員の資質向上、子供たちの学び、地域の特性を活かした学校づくりを支援するための研究奨励事業や特色ある学校づくり補助金事業等で、各学校の教育内容の充実を図る。	継続		14,787	教育指導課
8	第4次学校教育基本構想の推進	「学校を支える」プロジェクト	第4次学校教育基本構想推進事業	第4次日野市学校教育基本構想（令和6年度～令和10年度）を推進する。各学校がプロジェクトを年度ごとに選択・更新し、具体的な活動を実施する。本構想の推進を図るため、各学校のプロジェクトの実施状況についての交流会や研修会を実施する。	継続		142	教育指導課
9	第4次学校教育基本構想の推進	「学校を支える」プロジェクト	学級支援員・介助員配置事業	【学級支援員】通常の学級に在籍する児童・生徒に対し、日常生活における安全確保や学習活動上の見守りや教員の指導補助等を行う。 【介助員】特別支援学級に在籍する児童・生徒の日常生活上の介助や安全確保、学習活動上の見守りや教員の指導補助等を行う	拡充		162,991	発達・教育支援課
10	第4次学校教育基本構想の推進	「多様な学びと学び方」プロジェクト	個の状況にあわせた不登校支援事業	日野市立学校の不登校対策方針に基づき、各学校での不登校支援策を充実させる。中学校に配置していた家庭と子供の支援員の配置を小学校にも拡充し、個に応じた不登校支援の充実及び校内登校支援教室の設置を促進する。	継続		13,516	教育指導課

令和7年度（2025年度）主要な取り組み

	部門	プロジェクト・理念	事業名	事業概要	事業区分	重点事業	予算額（千円）	主管課
11	第4次学校教育基本構想の推進	「多様な学びと学び方」プロジェクト	わかば教室運営事業	指導員等の勤務時間及び人数を見直し、わかば教室の体制の充実を図る。	拡充		44,337	教育センター
12	第4次学校教育基本構想の推進	「多様な学びと学び方」プロジェクト	リソースルームティーチャー（個別学習指導）の役割拡充	通常の学級に在籍する障害のある子ども、または特定の教科学習の理解に困難を示している子どもに、在籍校で個別の学習指導を行う。平成23年度までに小学校全校で事業開始、平成30年度までに中学校全校で事業開始。令和7年度より状況に応じて3名までのグループ指導を行い、校内登校支援教室において、必要に応じた学習支援と利用者の見守りを行う形に役割を拡充する。	新規	○	90,705	発達・教育支援課
13	第4次学校教育基本構想の推進	「多様な学びと学び方」プロジェクト	スクールソーシャルワーカー配置事業	スクールソーシャルワーカーは、不登校やいじめ、経済的困窮や養育困難など健全育成上の課題を抱える児童・生徒及びその家族に対し、社会福祉等の専門的知識等を有し、関係機関等と連携し、児童・生徒の置かれた環境への働きかけを行い、児童・生徒の教育・生活環境の改善を図る。	継続		17,805	発達・教育支援課
14	第4次学校教育基本構想の推進	「多様な学びと学び方」プロジェクト	第6次特別支援教育推進計画の見直し	令和5年にスタートした当該計画の中間見直し（第4次学校教育基本構想反映、リソースルームティーチャー役割拡充等）	新規		48	発達・教育支援課

令和7年度（2025年度）主要な取り組み

	部門	プロジェクト・理念	事業名	事業概要	事業区分	重点事業	予算額（千円）	主管課
15	第4次学校教育基本構想の推進	「多様な学びと学び方」プロジェクト	日野第八小学校と七生緑小学校の特別支援学級再編	日野第八小学校と七生緑小学校の知的固定学級を七生緑小に統合し「なのはな学級」として令和7年度より開設。 ・特別な教育課程を編成し授業を実施 ・通常の学級集団における交流及び共同学習を実施 等 日野第八小学校自閉症・情緒障害特別支援学級「つばめ学級」の開設・運営 ・全学年通常の学級と同様の授業を実施 ・各教科等の指導に加えて自立活動の指導を実施 等	新規		505	発達・教育支援課
16	第4次学校教育基本構想の推進	「多様な学びと学び方」プロジェクト	就学相談件数の増加に対応するための体制の拡充	就学相談件数の増加に対応するため、就学相談員の人数を増員し、円滑に就学相談を進め遅延なく検討会を実施するように努める	拡充		23,686	発達・教育支援課
17	第4次学校教育基本構想の推進	「多様な学びと学び方」プロジェクト	多様な学びの場構築事業	多摩市と連携して、多摩地域の社会的資源を活かしながら学校へ通いづらい子どもたちと、地域活動を行う大人たちが多世代交流できる居場所を創る「ひのたまULTLAプログラム」を実施する。	継続	○	5,000	生涯学習支援課（中央公民館）
18	第4次学校教育基本構想の推進	「多様な学びと学び方」プロジェクト	心理相談、ST・OT指導の待ち期間短縮に向けた専門職の配置充実	心理士、言語聴覚士、作業療法士の配置を拡充し、心理相談、ST・OT指導の待ち時間短縮を図る	拡充		29,918	発達・教育支援課
19	第4次学校教育基本構想の推進	「教育DX」プロジェクト	校務における押印廃止の推進	国によるデジタル行財政改革の取組に従い、学校から各課へ提出される様式について押印廃止を推進する。	新規		—	全課

令和7年度（2025年度）主要な取り組み

	部門	プロジェクト・理念	事業名	事業概要	事業区分	重点事業	予算額（千円）	主管課
20	第4次学校教育基本構想の推進	「教育DX」プロジェクト	就学援助申請手続きのDX化	現在紙の申請書により受け付けている就学援助の申請手続きについて、電子申請の試行導入に着手する。	新規		－	庶務課
21	第4次学校教育基本構想の推進	「教育DX」プロジェクト	学習者用端末更改事業	①東京都共同調達（26市・23区と共同しながら仕様等を決定）に参加し都のプロポーザルを踏まえ事業者を選定・契約し、調達準備を行う。②令和8年度夏季休業期間中に各学校に展開する。	新規	○	0 ※令和8年度 債務負担行為 948,882	教育指導課
22	第4次学校教育基本構想の推進	「教育DX」プロジェクト	特別支援教育支援システム改修事業	かしのきシートの内容を国モデルに合わせるための発達・教育支援システム及び校務支援システムの改修が完了。運用が始まる	継続		5,445	発達・教育支援課
23	第4次学校教育基本構想の推進	「スクールコミュニティ」プロジェクト	地域クラブ活動体制整備事業	①地域と連携して実施する地域クラブ活動「ひのスポ！！ひのカル！」を運営し、地域企業・団体と共に地域文化スポーツ連携協議会の中で、地域クラブ活動の運営について協議しながら推進する。 ②企業版ふるさと納税を活用した給付型体験奨学金「ひのスポ！ひのカル！奨学金」の支給を開始する。	拡充	○	14,634	教育指導課
24	第4次学校教育基本構想の推進	「スクールコミュニティ」プロジェクト	コミュニティスクール・地域学校協働活動の推進体制の整備	令和7年度より、教育指導課内に地域学校支援係を新設し、生涯学習課から地域学校協働活動推進事業を移管して、コミュニティ・スクール関係事業については、一体的組織で学校を支援する。	新規		－	教育指導課 (生涯学習課)

令和7年度（2025年度）主要な取り組み

	部門	プロジェクト・理念	事業名	事業概要	事業区分	重点事業	予算額（千円）	主管課
25	第4次学校教育基本構想の推進	「スクールコミュニティ」プロジェクト	「日野市におけるコミュニティスクール推進に関する基本方針」の策定	全小・中学校への導入に向けて、日野市におけるコミュニティ・スクール制度の基本的な考え方、運用上の留意点などを共有するため、コミュニティ・スクールに関する基本方針を策定する。	新規		－	教育指導課 （生涯学習課）
26	第4次学校教育基本構想の推進	「スクールコミュニティ」プロジェクト	コミュニティスクールの設置推進（8校→12校）	令和7年度において、既存の小学校8校に加え、新たに小学校2校、中学校においても初めて2校程度、コミュニティ・スクールを導入する。	拡充		－	教育指導課 （生涯学習課）
27	第4次学校教育基本構想の推進	「スクールコミュニティ」プロジェクト	地域学校協働活動の充実	地域学校協働活動を移管し、コミュニティ・スクール関係事業と一体的組織で推進する。中学校における「より魅力ある学校にするプロジェクト」も加え、効率的で実効性ある事業をする。	拡充	○	11,932	教育指導課 （生涯学習課）
28	生涯学習推進基本構想・基本計画の推進	このまちに生きる だから このまちで 学び 学び合う	「日野本町地区公共施設再編基本計画」の策定を踏まえ、日野図書館、中央公民館及び郷土資料館を含めた社会教育施設運営のアップデート	令和7年度より、生涯学習課と中央公民館を統合して生涯学習部門の集約化を図り、拠点を中央公民館に置くことで、日野本町地区の再編においても社会教育機関として重要な役割を担い、各種調整を行う。	新規		－	生涯学習支援課 （中央公民館）
29	生涯学習推進基本構想・基本計画の推進	このまちに生きる だから このまちで 学び 学び合う	文化財保護事業 （日野宿本陣保存活用計画策定）	東京都と日野市の指定文化財である日野宿本陣の及び附上段の間の文化財保存活用計画を、都と連携して策定する。令和7年度には市民、学識経験者等による策定委員会を設置し事業に着手する。	新規	○	168	ふるさと 文化財課

令和7年度（2025年度）主要な取り組み

	部門	プロジェクト・理念	事業名	事業概要	事業区分	重点事業	予算額（千円）	主管課
30	生涯学習推進基本構想・基本計画の推進	このまちに生きる だから このまちで 学び 学び合う	百草倉沢エコミュージアム事業	市民協働による地域文化財の調査・保存・活用。従来事業に加え、京王百草園松連庵の建造物調査を行い、地域史研究の進展と、文化財保護に携わる市民の育成をはかる。	継続		2,425	ふるさと文化財課
31	生涯学習推進基本構想・基本計画の推進	このまちに生きる だから このまちで 学び 学び合う	「(仮称)デジタル・アーカイブ日野」構築事業	図書館との政策課題連携提案事業として、日野市の歴史資料・行政資料のデジタル化を進め、ＨＰでの公開等を行う。令和７年度は歴史的公文書30箱分を整理し、目録及びコマ数表を作成する。	継続		123	ふるさと文化財課
32	生涯学習推進基本構想・基本計画の推進	地域に根差した 「知のひろば」が 本と人との「わ」をつくる	図書館及び学校図書館業務システム更新事業	公共図書館及び学校図書館の業務システム（システム、機器類、ネットワーク）を更新する。令和７年７月稼働に向けて令和６年度中にプロポーザルにより事業者の決定及び構築を債務負担により開始済み。令和１２年６月末までの契約	継続	○	129,142	図書館

第4次日野市学校教育基本構想に基づく令和7年度重点施策（案）



子供たち自らが育んでいってほしい力

すべての「いのち」が よろこびあふれる 今と未来をつくっていく力



3つの
基本方針

みんなが当事者として、
自ら歩む道をつくる

みんなの多様な学びと
多様なしあわせをつくる

社会と未来に開き、
みんなでつくる

行政が取り組む
4つの
プロジェクト

1. 「学校を支える」プロジェクト

- 各学校が取り組むプロジェクトへの支援
 - 特色ある学校づくり補助金 **【R6 拡充】**
 - 研究奨励金の指定・校内研究への支援、小学校教科担任制の推進 **【R6新規】**
 - 第4次学校教育基本構想推進のための研修・交流の充実 **【R6 新規】**
- 学校支援体制の拡充
 - スクールロイヤーの配置 **【R6 新規】**
 - 副校長補佐、SSS、部活動指導員等の配置 **【R6,R7 拡充】**
 - 学級支援員・介助員の配置 **【R6, R7 拡充】**
 - エデュケーションアシスタントの小学校全校への配置（17校） **【R6.9-新規】**
 - 「日野市立小・中学校における働き方改革推進プラン」の改定 **【R6.3新規】**
- 幼保小連携の推進
 - 幼児教育・保育連携推進プロジェクトチームの設置 **【R5.4新規】**
 - 「日野市らしい幼児教育・保育の在り方に関する検討結果」とりまとめ **【R5.12新規】**
 - 幼児教育アドバイザー2人目の配置 **【R6新規】**
 - 公私立・幼保合同の研修等の充実 **【R6 拡充】**
 - 公立幼稚園における未就園児の定期的な預かりの実施 **【R6 新規】**
- 学校施設等の整備・充実
 - 豊田小学校大規模改造 **【R6～R8】**、小学校体育館エアコン設置 **【R7 全校完了予定】**、トイレ改修 **【R7 拡充】**
 - 「新たな学校づくり・社会教育施設づくり推進計画」の策定 **【R7.3 新規】**
 - 「日野本町地区公共施設再編基本構想」の策定 **【R7.3新規】**
 - 「日野本町地区公共施設再編基本計画」の策定 **【R7新規】**
 - 学校施設のLED化の計画的な推進 **【R7新規】**
 - 給食調理室へのエアコン設置に向けた調査及び先行実施 **【R7新規】**
- 学校安全の推進
 - 通学路防犯カメラの整備 **【R6拡充】**
 - 「給食アレルギー対応マニュアル」の改訂 **【R7.3新規】**
- 学校給食費の全額公費負担化の開始 **【R7.1- 新規】**

3. 「教育DX」プロジェクト

- 校務のDX
 - 校務における押印廃止の推進 **【R7 新規】**
 - ゼロ・トラストの考え方に基づく校務用端末の更新（ネットワーク統合・学習者用端末との一斉化） **【R5.8- 新規】**
 - 校務支援システムのクラウド化 **【R6 新規】**
 - GIGAスクール端末の更新（NEXT GIGA）に向けた準備・検討 **【R7 新規】**
 - 教職員のテレワーク開始 **【R6.8 新規】**
 - かしのきシート（個別の支援計画）の利便性向上のための、発達・教育支援システム及び校務支援システムの改修 **【R6新規】**
- 新しい教科書に対応した教師用デジタル教科書の配備 **【R6, R7 新規】**
- 1人1台端末の活用
 - 1人1台端末を活用した電子図書館システムの導入 **【R6.9- 新規】**
 - 1人1台端末を活用した子供なんでも相談の開始 **【R6 新規】**
 - 1人1台端末を活用した心身不調スクリーニングツールの導入（実証） **【R6 新規】**
- 就学援助申請手続のDX化 **【R7 新規】**

2. 「多様な学びと学び方」プロジェクト

- 探究的な学びの推進
 - 探究学習アドバイザーの配置（4次構想、学校図書館の活用推進） **【R6 新規】**
 - 学校図書館司書の全校配置 **【R6新規】**
 - 学校図書館司書、司書教諭等への研修の充実 **【R7拡充】**
 - 日野第四小学校における新設教科「マイプランスクール科」の研究開発（国の研究開発学校に指定（申請中）） **【R7新規】**
- 多様な学びとインクルージョンの推進
 - いじめ防止に関する条例の制定に向けた検討 **【R6, R7新規】**
 - 「日野市不登校総合対策（仮称）」の策定 **【R7新規】**
 - 校内教育支援センター（仮称）の整備充実等
 - 校内登校支援教室の設置拡大 **【R6, R7 拡充】**
 - 不登校対応巡回教員の配置（中学校5校） **【R7 新規】**
 - 家庭と子供の支援員の小学校全校への配置（17校） **【R7新規】**
 - リソースルームティーチャー（個別学習指導）の役割拡充 **【R7 新規】**
 - 各中学校区に1名配置に向けたSSWの配置充実 **【R6拡充】**
 - 三沢中学校にチャレンジクラス（不登校対応校内分教室）を開校 **【R6 新規】**、国の研究開発学校に指定（申請中） **【R7新規】**
 - 教育支援コーディネーターの配置（不登校対応、フリースクール連携等） **【R6 新規】**
 - わかば教室の体制充実（支援員、心理士等）、オンラインわかば実施 **【R6,R7拡充】**
 - 「第6次日野市特別支援教育推進計画」の見直し **【R7新規】**
 - 七生緑小学校に新たな知的障害特別支援学級を開校 **【R7新規】**
 - 日野第八小学校に新たな自閉症・情緒障害特別支援学級を開校 **【R7 新規】**
 - 心理相談、ST・OT指導の待ち期間短縮に向けた専門職の配置充実 **【R6.10-拡充】**
 - 就学相談件数の増加に対応するための体制の拡充 **【R7拡充】**
 - 「医療的ケア児への対応に向けたガイドライン」策定 **【R6.3新規】**、学校派遣看護師の配置 **【R6 新規】**
 - ひのたまULTLAプログラム（学校に通いづらい子供・居場所を見つけづらい大人たち等を対象とした、地域の多様な学びの場）の実施（多摩市との広域連携事業） **【R6, R7新規】**

4. 「スクールコミュニティ」プロジェクト

- 部活動改革の推進
 - 地域部活動推進コーディネーターの配置 **【R5新規】**
 - ひのスポ！ひのカル！の本格実施 **【R6 新規】**
 - 「学校部活動の地域連携・地域移行に関する推進計画」の策定 **【R6.10新規】**
 - 低所得世帯を対象とした給付型奨学金事業の実施 **【R6 新規】**
 - ひのスポ！ひのカル！受益者負担の拡充 **【R7新規】**
 - 「部活動に関する方針」の改訂による部活動週4日制の推進 **【R7新規】**
 - 企業版ふるさと納税の導入開始 **【R7新規】**
 - 東京女子体育大学と連携した部活動支援の仕組みの導入 **【R7新規】**
- コミュニティ・スクールの推進
 - コミュニティスクール・地域学校協働活動の推進体制の整備 **【R7新規】**
 - 「日野市におけるコミュニティスクール推進に関する基本方針」の策定 **【R7.3 新規】**
 - コミュニティスクールの設置推進（8校→12校） **【R7 拡充】**
 - 地域学校協働活動の充実 **【R7 拡充】**
- 「新たな学校づくり・社会教育施設づくり推進計画」の策定（再掲） **【R7.3 新規】**

日野市生涯学習推進基本構想・基本計画

（日野まなびあいプラン）に基づく令和7年度重点施策（案）

5. 豊かな生涯学習環境の実現

- 多様な活動の場の創出
 - 学校施設における社会教育の場の拡充 **【R6-拡充】**
 - 学校施設開放を含む公共施設予約システムの更新 **【R6 新規】**
- 社会教育施設における運営のアップデート
 - 「社会教育施設（一部）個別施設計画」の策定 **【R6.3新規】**
 - 「新たな学校施設・社会教育施設づくり推進計画」の策定（再掲） **【R7.3新規】**
 - 「日野本町地区公共施設再編基本構想」の策定（再掲） **【R7.3新規】**
 - 「日野本町地区公共施設再編基本計画」の策定を踏まえた、日野図書館、中央公民館及び郷土資料館を含めた社会教育施設運営のアップデート **【R7新規】**

日野まなびあいプラン
やりたいことが
ここにある



- 第2次公民館基本構想・基本計画の推進
 - ひのたまULTLAプログラム（学校に通いづらい子供・居場所を見つけづらい大人たち等を対象とした、地域の多様な学びの場）の実施（多摩市との広域連携事業）（再掲） **【R6, R7新規】**
- 第4次図書館基本計画の推進
 - 公立図書館及び学校図書館における電子図書館システムの導入（一部再掲） **【R6新規】** **【R7拡充】**
 - 企業版ふるさと納税の導入開始 **【R7新規】**
 - 図書館及び学校図書館業務システムの更新 **【R6, R7新規】**
- 地域の歴史的建造物の保存活用・継承
 - 中央図書館 保存活用計画の策定 **【R7.3新規】**、国登録有形文化財への登録 **【R7新規】**
 - 「（仮称）デジタル・アーカイブ日野」の構築 **【R7拡充】**
 - 日野宿本陣及び附上段の間 都指定史跡・市指定文化財登録 **【R6.3新規】**、保存活用計画の策定 **【R7新規】**

議案第56号

日野市新たな学校づくり・社会教育施設づくり推進計画の策定について

上記議案を提出する。

令和7年3月18日 提出

日野市教育委員会
教育長 堀川 拓郎

《提案理由》

令和7年度から40年間を計画期間とする日野市新たな学校づくり・社会教育施設づくり推進計画を策定するものです。

日野市新たな学校づくり・社会教育施設づくり推進計画(素案)に対する
パブリックコメント結果報告

「日野市新たな学校づくり・社会教育施設づくり推進計画」の策定にあたり、広く市民の皆様のご意見をお聞きし、より良い計画とすべく、計画の素案についてパブリックコメントを実施しました。その結果について、以下の通り報告いたします。

なお、パブリックコメントの実施にあたっては「日野市パブリックコメント手続実施要綱」に基づいて実施しております。

1. 実施期間

令和7年1月21日(火曜)から2月19日(水曜)まで

2. 周知方法

- (1)市の広報紙「広報ひの」令和7年1月号に掲載
- (2)市のホームページに掲載
- (3)市民説明会を令和7年1月25日(土曜)に開催

3. 素案の縦覧方法

- (1)庶務課窓口、七生支所、豊田駅連絡所、市内各図書館にて閲覧
- (2)日野市ホームページ

4. 意見の提出方法

- (1)庶務課窓口へ直接持参
- (2)郵送
- (3)ファクシミリ
- (4)電子メール

5. 意見の件数等

(1)庶務課窓口へ直接持参	1名
(2)郵送	0名
(3)ファクシミリ	0名
(4)電子メール	0名
合計	1名
ご意見数	3件

6. 「ご意見及びその概要」「市の考え方」「計画への反映について」
別紙1の通り

7. その他

パブリックコメント実施後に、計画の内容を変えない範囲で8件の修正・追記を行っています。(別紙2の通り)

- 本素案に係る意見書を提出できる者
- ① 市内に住所を有する方
 - ② 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
 - ③ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する方
 - ④ 市内に存する学校に在学する方
 - ⑤ パブリックコメント手続の対象となる施設等に直接的に利害関係を有する方

【パブリックコメント概要】
期間:令和7年 1月21日～2月19日。意見数 1者3件

項番	意見者の分類	素案該当項目 ≪該当ページ≫	意見及びその概要 (原文のまま・ただし、明らかな誤字脱字や入力ミス及び個人が特定される恐れのある表現は修正しています。)	教育委員会の考え方(反映、対応の理由)	計画への反映について
1	①	計画全般	取り組を実施することを希望する。他の学校への新築につながるようになりますし、地域の社会教育施設としての新たな活用も進むでしょう。一小の内又は旧JAの土地に、新中央図書館・児童館・認知症カフェなど親和性のある施設を提案したい。	P69,103記載のとおり、日野市公共施設総合管理計画に基づき、各学校の改築や大規模改修の際には、当該地域の公共施設の再編の動向等を踏まえ、総合管理計画や個別再編計画との連携を図り、縮充を推進していきます。	いただいたご意見は参考にさせていただきます。計画素案の変更は行いません。
2	①	P83	P83にはバリアフリー化(エレベーター等)・トイレの項には、洋式化の様子が解けると良いと思う(少しずつ改善を行っている事を示すべきと思う)。	ご意見のとおり、当市でも学校施設の改善を進めてきており、P83では過去10年間での整備費により各校整備の概括を示し、P101にて各校のエレベーター設置状況を示しております。	いただいたご意見は参考にさせていただきます。計画素案の変更は行いません。
3	①	計画全般	食堂は作らないのでしょうか	P61記載のとおり、中学校では食堂など給食に必要な施設機能を整備することとし、食堂の整備にあたってはその空間や面積など特徴を考慮して、多機能スペースや共有化としての利活用などについても検討することとします。	いただいたご意見は参考にさせていただきます。計画素案の変更は行いません。

新たな学校づくり・社会教育施設づくり推進計画(素案) パブリックコメント後修正箇所一覧

(1)教育委員会等における委員意見の反映による修正

項番	該当ページ 箇所	修正内容
1	P48 中学校普通教室 の広さ	中学校における荷物の多さや小学生との体格差による現教室スペースの課題意識を踏まえ、中学校の普通教室の寸法の表記について、8.1m×8.4mとすることを基本とする他、収納スペースの必要面積や設置場所等を勘案し、生徒の多様な学習活動に配慮する旨を加筆
2	P39 図25	「8+のプロジェクト」と「10の論点」の関連づけに関して「快適性向上と環境負荷軽減を両立した設備の導入」について「学校を支える」との関連づけを追記
3	P81 表7	表7のタイトル「各学校の児童生徒数、学級数、保有教室数」に「(令和6年度)」を追記
4	P84 中性化深さ	専門的用語である「中性化深さ」の注釈を追記

(2)その他、事務局による精査に伴う修正

項番	素案該当項目 《該当ページ》	修正内容
5	P67 環境政策	これまで行ってきた環境対策の背景の記載一部を修正、気候変動への適応策を追記
6	P64 ユニバーサルデザイン・バリアフリー	関連法規として東京都建築物バリアフリー推進条例を追記
7	P22 社会に開かれた 教育課程と社会 教育との接続	図書館整備の経緯を、移動図書館から始まり地域図書館を整備した後、中央図書館を建築する内容に修正。社会教育施設の築年数30年未満である施設を平山図書館の他、多摩平図書館も追記。
8	計画書全体 表記更新	常用漢字とひらがなの表記統一、誤記訂正、P21土地区画整理事業位置図を最新版に更新

議案第57号

日野市教育委員会公印規程の一部を改正する規則の制定について

上記議案を提出する。

令和7年3月18日 提出

日野市教育委員会
教育長 堀川 拓郎

《提案理由》
第四幼稚園の閉園その他所要の整理を行うため、日野市教育委員会公印規程の一部を改正するものです。

日野市教育委員会公印規程の一部を改正する規則

日野市教育委員会公印規程（昭和51年教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第5条に後段として次のように加える。

この場合において、同規程中「総務部総務課」とあるのは「教育委員会事務局庶務課」と、「総務課」とあるのは「庶務課」と、「総務部総務課長」とあるのは「教育委員会事務局庶務課長」と、「総務課長」とあるのは「庶務課長」と、「公印管理課の長」とあるのは「公印管理責任者」と、「総務部長」とあるのは「教育部長」と、「市長」とあるのは「教育長」とそれぞれ読み替えるものとする。

第5条を第6条とする。

第4条中「10年間」を「5年間」に改め、「教育委員会事務局」を削り、同条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

（印影の保存）

第4条 公印管理責任者は、管理している公印の印影を印影簿（第1号様式）に採録し、毎年教育委員会事務局庶務課長（以下「庶務課長」という。）に提出しなければならない。

別表第1中26の項から28の項までを削り、29の項を26の項とし、30の項から156の項までを3項ずつ繰り上げる。

別表第2中26の項から28の項までを削り、29の項を26の項とし、30の項から156の項までを3項ずつ繰り上げる。

第1号様式を次のように加える。

第1号様式(第4条関係)

印 影 簿

公 印 管 理 課		採 録 日	
公印名		公印名	
公印番号		公印番号	
公印名		公印名	
公印番号		公印番号	
公印名		公印名	
公印番号		公印番号	

付 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 及び別表第 2 の改正規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

日野市教育委員会公印規程の一部を改正する規則の新旧対照表

__は、改正部分を示す。

新	旧
第1条～第3条 略 <u>(印影の保存)</u> 第4条 公印管理責任者は、管理している公印の印影を印影簿（第1号様式）に採録し、毎年教育委員会事務局庶務課長（以下「庶務課長」という。）に提出しなければならない。 <u>(廃止された公印の保存)</u> 第5条 廃止された公印は、廃止された日から5年間____庶務課長において保存しなければならない。 <u>(準用)</u> 第6条 この規程に定めるもののほか、公印の取扱い等については、日野市公印規程（昭和38年規程第1号）を準用する。この場合において、同規程中「総務部総務課」とあるのは「教育委員会事務局庶務課」と、「総務課」とあるのは「庶務課」と、「総務部総務課長」とあるのは「教育委員会事務局庶務課長」と、「総務課長」とあるのは「庶務課長」と、「公印管理課の長」とあるのは「公印管理責任者」と、「総務部長」とあるのは「教育部長」と、「市長」とあるのは「教育長」とそれぞれ読み替えるものとする。	第1条～第3条 略 <u>(廃止された公印の保存)</u> 第4条 廃止された公印は、廃止された日から10年間教育委員会事務局庶務課長において保存しなければならない。 <u>(準用)</u> 第5条 この規程に定めるもののほか、公印の取扱い等については、日野市公印規程（昭和38年規程第1号）を準用する。_____ _____ _____ _____ _____ _____

付 則

略

別表第1（第2条、第3条関係）

番号	公印の名称	寸法	管理責任者	用途	個数
1 ～2 5	略	略	略	略	略
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
26 ～1 53	略	略	略	略	略

別表第2（第2条関係）

1～25

付 則

略

別表第1（第2条、第3条関係）

番号	公印の名称	寸法	管理責任者	用途	個数
1 ～2 5	略	略	略	略	略
26	東京都日野市立第四 幼稚園之印	方24ミリメー トル	〃	〃	1
27	東京都日野市立第四 幼稚園長印	方21ミリメー トル	〃	〃	1
28	日野市立第四幼稚園 契印	長径33ミリメー トル 短径13ミリメー トル	〃	〃	1
29 ～1 56	日野市立第七幼稚園 之印	方24ミリメー トル	略	略	略

別表第2（第2条関係）

1～25

26

27

28

略 — — — <u>26～153</u> 略 第1号様式（第4条関係）	略 <u>29～156</u> 略 園 第 日 東 之 四 野 京 印 稚 立 都 園 第 日 東 長 四 野 京 印 稚 立 都 幼 日 稚 野 園 市 契 立 印 第 四
---	---

第1号様式(第4条関係)

印 影 簿

公 印 管 理 課		採 録 日	
公印名		公印名	
公印番号		公印番号	
公印名		公印名	
公印番号		公印番号	
公印名		公印名	
公印番号		公印番号	

議案第58号

教育委員会職員の分限休職の専決処分について

上記議案を提出する。

令和7年3月18日 提出

日野市教育委員会
教育長 堀川 拓郎

《提案理由》

教育委員会職員に対する地方公務員法第28条第2項第1号による分限休職の発令について、教育委員会に諮る時間的余裕がありませんでした。そのため教育長専決により分限休職の発令を行いましたので、報告し承認を求めるものです。

非公開

議案第59号

日野市立学校学校薬剤師の解嘱及び委嘱について

上記議案を提出する。

令和7年3月18日 提出

日野市教育委員会
教育長 堀川 拓郎

《提案理由》

委嘱している学校薬剤師から、令和7年3月31日をもって辞退する申し出があったため、その後任者を新たに令和6・7年度の学校薬剤師として委嘱するものです。

1. 令和6・7年度日野市立学校の学校薬剤師委嘱者

(1) 小学校

学校名	科別	氏名	住所
日 野 第 一 小 学 校	薬剤師	上 田 清 隆	

(2) 中学校

学校名	科別	氏名	住所
日 野 第 四 中 学 校	薬剤師	有 賀 友 基	

2. 学校薬剤師の任期

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで（前任者の残任期間）

3. 令和6・7年度日野市立学校の学校薬剤師辞退者

(1) 小学校

学校名	科別	氏名	住所
日 野 第 一 小 学 校	薬剤師	柴 崎 俊 明	

(2) 中学校

学校名	科別	氏名	住所
日 野 第 四 中 学 校	薬剤師	松 本 貴 義	

《日野市立学校の学校医等の任用等に関する規則》

第2条 学校医等は、非常勤の職員とし、教育委員会が委嘱する。

第3条 学校医等の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 学校医等が欠けたとき及び新設された学校には、学校医等を充足することができる。その任期は、前任者又は他校現任者の残任期間とする。

議案第60号

教職員の内申の専決処分について

上記議案を提出する。

令和7年3月18日 提出

日野市教育委員会
教育長 堀川 拓郎

《提案理由》
教育長専決により内申したので、報告し承認を求めるものです。

非公開

議案第61号

豊田小学校学校運営協議会委員解任の専決処分について

上記議案を提出する。

令和7年3月18日 提出

日野市教育委員会
教育長 堀川 拓郎

《提案理由》

日野市学校運営協議会規則(平成29年教育委員会規則第7号)第17条の規定に基づく委員解任について、教育委員会に諮る時間的余裕がありませんでした。そのため教育長専決により解任を行いましたので、報告し承認を求めるものです。

日野市立豊田小学校学校運営協議会委員

<<日野市立豊田小学校学校運営協議会委員 解任者>>

番号	氏 名	住 所	解任理由
1	いわた かずより 岩田 和 頼		辞任申出のため
2	たかやす ゆきこ 高 安 幸子		辞任申出のため

解任日：令和 7 年 2 月 2 8 日

《関係法令》

日野市学校運営協議会規則

(委員の任命)

第 8 条 協議会の委員は、20 人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 保護者
- (2) 地域住民
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 対象学校の校長、副校長及び教職員
- (5) 学識経験者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認めるもの

2 教育委員会は、対象学校の校長から申出があったときは、前項の委員の任命について、当該校長から意見を聴取するものとする。

3 委員の辞職等により欠員が生じた場合は、教育委員会は新たな委員を任命する。

4 委員は、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 3 条第 3 項に規定する非常勤の特別職の身分を有する。

(守秘義務等)

第 9 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項のほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、協議会及び対象学校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと。

(委員の解任)

第 17 条 教育委員会は、本人から辞任の申し出があったときのほか、次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、委員を解任することができる。

- (1) 第 9 条第 1 項及び第 2 項に違反したとき。
- (2) 委員が心身の故障のため職務を遂行することができないとき。
- (3) その他、解任に相当する事由が認められるとき。

2 教育委員会は、委員を解任する場合には、その理由を示さなければならない。

議案第62号

旭が丘小学校学校運営協議会委員の任命について

上記議案を提出する。

令和7年3月18日 提出

日野市教育委員会
教育長 堀川 拓郎

《提案理由》

日野市学校運営協議会規則(平成29年教育委員会規則第7号)第8条の規定に基づき、任命するものです。

日野市立旭が丘小学校学校運営協議会委員

<<日野市立旭が丘小学校学校運営協議会委員 任命者>>

番号	氏 名	住 所	備 考	期
1	すぎもと ひであき 杉 本 秀 明		旭が丘サッカークラブ代表 (地域住民)	2
2	あかがわ ち か こ 赤 川 千賀子		地域コーディネーター (対象学校の運営に資する活動を行う者)	2
3	さかい あつひこ 坂井 厚彦		保護司 (地域住民)	2
4	ふじもと ようこ 藤 本 容子		前PTA会長 (地域住民)	2
5	やすなが まさゆき 安 永 雅 幸		PTA会長 (保護者)	2
6	かねこ りゅういち 金子 龍 一		地域協力者 (地域住民)	2
7	いちかわ せつお 市 川 節男		交通安全協会支部長 (地域住民)	2
8	つるさき かおり 鶴 崎 香里		主任児童委員 (地域住民)	2
9	たむら いさお 田村 功		旭が丘上の原自治会長 (地域住民)	2
10	なかむら てつろう 中 村 哲 郎		旭が丘商工連合会 (地域住民)	2
11	すずき のりこ 鈴木 典子		四中地区青少年育成会副会長 (地域住民)	2
12	やまぐち さなえ 山 口 早苗		日野市立旭が丘小学校前校長 (学識経験者)	2
13	こじま さちこ 小島 幸子		日野市立日野第四中学校長 (関係行政機関の職員)	2
14	いしかわ せいこ 石 川 星子		日野市立第七幼稚園長 (関係行政機関の職員)	2
15	はんだ だいき 半田 大樹		日野市立旭が丘小学校長 (対象学校の校長)	2
16	こじま なおひさ 小島 直 久		日野市立旭が丘小学校副校長 (対象学校の副校長)	2
17	きざき しんいち 木崎 進 一		日野市立旭が丘小学校教職員 (対象学校の教職員)	2
18	もりだいら けい こ 森 平 啓子		日野市立旭が丘小学校教職員 (対象学校の教職員)	2

任期 自 令和 7年(2025年)4月 1日
至 令和 9年(2027年)3月31日

《関係法令》

日野市学校運営協議会規則

(委員の任命)

第8条 協議会の委員は、20人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 保護者
- (2) 地域住民
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 対象学校の校長、副校長及び教職員
- (5) 学識経験者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認めるもの

2 教育委員会は、対象学校の校長から申出があったときは、前項の委員の任命について、当該校長から意見を聴取するものとする。

3 委員の辞職等により欠員が生じた場合は、教育委員会は新たな委員を任命する。

4 委員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項に規定する非常勤の特別職の身分を有する。

(任期)

第10条 委員の任期は任命のあった日からその任期開始の日の属する年度の翌年度の末日までとし、再任を妨げない。

2 第8条第3項の規定により新たに任命された委員の任期は、前任者の残存期間とする。

議案第63号

東光寺小学校学校運営協議会委員の任命について

上記議案を提出する。

令和7年3月18日 提出

日野市教育委員会
教育長 堀川 拓郎

《提案理由》

日野市学校運営協議会規則(平成29年教育委員会規則第7号)第8条の規定に基づき、任命するものです。

日野市立東光寺小学校学校運営協議会委員

<<日野市立東光寺小学校学校運営協議会委員 任命者>>

番号	氏 名	住 所	備 考	期
1	おおた ひでお 太田 秀雄		大坂上中地区青少年育成会 (地域住民)	9
2	おくずみ みちひこ 奥住 方彦		元PTA会長 (地域住民)	9
3	ひさまつ ひでき 久松 秀樹		元PTA会長・みどりの学び舎 応援隊副委員長(地域住民)	9
4	ひらやなぎ あつし 平 柳 篤		卒業生保護者 (地域住民)	9
5	みよし けいこ 三好 啓子		校友会会長 (地域住民)	9
6	いしかわ こ 石川 ちづ子		保護司 (地域住民)	8
7	はやみ とおる 速水 亨		元PTA会長 (地域住民)	5
8	やまな さとし 山名 訓		PTA会長 (保護者)	2
9	かづこ キリノ 和子		地域コーディネーター (保護者・対象学校の運営に資する活動を行う者)	2
10	ささき てつ 佐々木 哲		日野市立基幹型さかえまち児童館館長 (関係行政機関の職員)	3
11	さいとう きょうえい 斉藤 境 栄		日野市立東光寺小学校校長 (対象学校の校長)	3
12	おかもと だいすけ 岡元 大輔		日野市立東光寺小学校副校長 (対象学校の副校長)	2
13	あやべ さつき 綾部 早月		日野市立東光寺小学校主幹教諭 (対象学校の教職員)	3
14	やまだ じゅんいち 山田 純一		日野市立東光寺小学校主幹教諭 (対象学校の教職員)	2

任期 自 令和 7年(2025年)4月 1日
至 令和 9年(2027年)3月31日

《関係法令》

日野市学校運営協議会規則

(委員の任命)

第8条 協議会の委員は、20人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 保護者
- (2) 地域住民
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 対象学校の校長、副校長及び教職員
- (5) 学識経験者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認めるもの

2 教育委員会は、対象学校の校長から申出があったときは、前項の委員の任命について、当該校長から意見を聴取するものとする。

3 委員の辞職等により欠員が生じた場合は、教育委員会は新たな委員を任命する。

4 委員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項に規定する非常勤の特別職の身分を有する。

(任期)

第10条 委員の任期は任命のあった日からその任期開始の日の属する年度の翌年度の末日までとし、再任を妨げない。

2 第8条第3項の規定により新たに任命された委員の任期は、前任者の残存期間とする。

議案第64号

潤徳小学校学校運営協議会委員の任命について

上記議案を提出する。

令和7年3月18日 提出

日野市教育委員会
教育長 堀川 拓郎

《提案理由》

日野市学校運営協議会規則(平成29年教育委員会規則第7号)第8条の規定に基づき、任命するものです。

日野市立潤徳小学校学校運営協議会委員

《日野市立潤徳小学校学校運営協議会委員 名簿》

番号	氏 名	住 所	備 考	期
1	つのやま ゆ う 角山 由生		地域コーディネーター (対象学校の運営に資する活動を行う者)	1
2	はた し の 秦 志乃		地域コーディネーター (対象学校の運営に資する活動を行う者・保護者)	1
3	よこやま あ き こ 横山 亜紀子		地域コーディネーター (対象学校の運営に資する活動を行う者・保護者)	1
4	たかはし り な 高橋 梨奈		地域コーディネーター (対象学校の運営に資する活動を行う者・保護者)	1
5	たかはし 高橋 さゆり		民生主任児童委員 (地域住民)	1
6	いしかわ か ず よ 石川 和世		民生児童委員 (地域住民)	1
7	に し お のりあき 西尾 宣昭		公募委員 (保護者)	1
8	なかやま けんたろう 中山 健太郎		公募委員 (保護者)	1
9	さいとう いく お 斉藤 郁央		日野市立潤徳小学校校長 (対象学校の校長)	1

任期 自 令和7年(2025年)4月1日
至 令和9年(2027年)3月31日

《関係法令》

日野市学校運営協議会規則

(委員の任命)

第8条 協議会の委員は、20人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 保護者
- (2) 地域住民
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 対象学校の校長、副校長及び教職員
- (5) 学識経験者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認めるもの

2 教育委員会は、対象学校の校長から申出があったときは、前項の委員の任命について、当該校長から意見を聴取するものとする。

3 委員の辞職等により欠員が生じた場合は、教育委員会は新たな委員を任命する。

4 委員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項に規定する非常勤の特別職の身分を有する。

(任期)

第10条 委員の任期は任命のあった日からその任期開始の日の属する年度の翌年度の末日までとし、再任を妨げない。

議案第65号

日野第一中学校学校運営協議会委員の任命について

上記議案を提出する。

令和7年3月18日 提出

日野市教育委員会
教育長 堀川 拓郎

《提案理由》

日野市学校運営協議会規則(平成29年教育委員会規則第7号)第8条の規定に基づき、任命するものです。

日野市立日野第一中学校学校運営協議会委員

《日野市立日野第一中学校学校運営協議会委員 名簿》

番号	氏 名	住 所	備 考	期
1	たに かずひこ 谷 和 彦		保護司 (地域住民)	1
2	まつおか たかあき 松 岡 敬 明		大学講師 (学識経験者)	1
3	いの なおみ 伊野 直 美		地域コーディネーター 日野一中地区育成会会長 (対象学校の運営に資する活動を行う者)	1
4	いけだ えみこ 池 田 恵美子		青少年委員 (地域住民)	1
5	しもだ けいこ 下 田 圭子		主任児童委員 (地域住民)	1
6	しのはら ひとみ 篠 原 仁 美		P T A 代表 (保護者)	1
7	あんざい いさお 安 西 功夫		森町自治会会長 (地域住民)	1
8	おがわ まゆみ 小 川 真由美		日野第一小学校校長 (関係行政機関の職員)	1
9	わだ えいじ 和 田 栄 治		日野第一中学校校長 (対象学校の校長)	1

任期 自 令和7年(2025年)4月1日
至 令和9年(2027年)3月31日

《関係法令》

日野市学校運営協議会規則

(委員の任命)

第8条 協議会の委員は、20人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 保護者
- (2) 地域住民
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 対象学校の校長、副校長及び教職員
- (5) 学識経験者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認めるもの

2 教育委員会は、対象学校の校長から申出があったときは、前項の委員の任命について、当該校長から意見を聴取するものとする。

3 委員の辞職等により欠員が生じた場合は、教育委員会は新たな委員を任命する。

4 委員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項に規定する非常勤の特別職の身分を有する。

(任期)

第10条 委員の任期は任命のあった日からその任期開始の日の属する年度の翌年度の末日までとし、再任を妨げない。

議案第 66 号

日野第四中学校学校運営協議会委員の任命について

上記議案を提出する。

令和 7 年 3 月 18 日 提出

日野市教育委員会
教育長 堀川 拓郎

《提案理由》

日野市学校運営協議会規則(平成 29 年教育委員会規則第 7 号)第 8 条の規定に基づき、任命するものです。

日野市立日野第四中学校学校運営協議会委員

《日野市立日野第四中学校学校運営協議会委員 名簿》

番号	氏 名	住 所	備 考	期
1	たかはし ゆ き 高橋 遊亀		P T A会長 (保護者)	1
2	たけべ かおる 竹部 馨		前P T A会長 (地域住民)	1
3	たかはし ひであき 高橋 英明		四中地区オヤジの会会長 (地域住民)	1
4	えんどう こたろう 遠藤 小太郎		四中地区育成会会長 (地域住民)	1
5	つるさき かおり 鶴崎 香里		主任児童委員 (地域住民)	1
6	さかい あつひこ 坂井 厚彦		保護司 (地域住民)	1
7	えだむら あきこ 枝村 晶子		日野市立日野第四中学校元副校長 (学識経験者)	1
8	こじま さちこ 小島 幸子		日野市立日野第四中学校校長 (対象学校の校長)	1
9	せんば たかおみ 仙波 貴臣		日野市立日野第四中学校副校長 (対象学校の副校長)	1

任期 自 令和7年(2025年)4月1日
至 令和9年(2027年)3月31日

《関係法令》

日野市学校運営協議会規則

(委員の任命)

第8条 協議会の委員は、20人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 保護者
- (2) 地域住民
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 対象学校の校長、副校長及び教職員
- (5) 学識経験者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認めるもの

2 教育委員会は、対象学校の校長から申出があったときは、前項の委員の任命について、当該校長から意見を聴取するものとする。

3 委員の辞職等により欠員が生じた場合は、教育委員会は新たな委員を任命する。

4 委員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項に規定する非常勤の特別職の身分を有する。

(任期)

第10条 委員の任期は任命のあった日からその任期開始の日の属する年度の翌年度の末日までとし、再任を妨げない。

議案第67号

平山中学校学校運営協議会委員の任命について

上記議案を提出する。

令和7年3月18日 提出

日野市教育委員会
教育長 堀川 拓郎

《提案理由》

日野市学校運営協議会規則(平成29年教育委員会規則第7号)第8条の規定に基づき、任命するものです。

日野市立平山中学校学校運営協議会委員

《日野市立平山中学校学校運営協議会委員 名簿》

番号	氏 名	住 所	備 考	期
1	こばやし たくみ 小林 巧		明星大学講師・元小学校校長 (学識経験者)	1
2	みやざき きよみ 宮崎 清美		地域支援者 (地域住民)	1
3	ねづ みまこ 根津 美満子		主任民生児童委員 (地域住民)	1
4	おおはま まさえ 大濱 成江		平山地区青少年育成会会長 (地域住民)	1
5	たむら よしひろ 田村 義公		地域コーディネーター (対象学校の運営に資する活動を行う者)	1
6	すずき りえこ 鈴木 利絵子		地域コーディネーター (対象学校の運営に資する活動を行う者)	1
7	まつもと こ 松本 ちづ子		保護司 (地域住民)	1
8	あきま とむひろ 秋間 智弘		平山小学校PTA会長 (地域住民・保護者)	1
9	むとう みぐ 武藤 美厚		PTA本部役員 (保護者)	1
10	なかやま よしあき 中山 良昭		日野市立平山中学校長 (対象学校の校長)	1

任期 自 令和7年(2025年)4月1日
至 令和9年(2027年)3月31日

《関係法令》

日野市学校運営協議会規則

(委員の任命)

第8条 協議会の委員は、20人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 保護者
- (2) 地域住民
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 対象学校の校長、副校長及び教職員
- (5) 学識経験者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認めるもの

2 教育委員会は、対象学校の校長から申出があったときは、前項の委員の任命について、当該校長から意見を聴取するものとする。

3 委員の辞職等により欠員が生じた場合は、教育委員会は新たな委員を任命する。

4 委員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項に規定する非常勤の特別職の身分を有する。

(任期)

第10条 委員の任期は任命のあった日からその任期開始の日の属する年度の翌年度の末日までとし、再任を妨げない。

議案第68号

「日野市立小中学校における働き方改革推進プラン」の改定について

上記議案を提出する。

令和7年3月18日 提出

日野市教育委員会
教育長 堀川 拓郎

《提案理由》

日野市立小・中学校における働き方改革推進プランの見直しを実施したので、日野市立小・中学校における働き方改革推進プランを改定するものです。なお実施期間は、令和7年4月1日から令和11年3月31日とするものです。

日野市立小・中学校における働き方改革推進プランの改定について

1. 目的・概要

学校における働き方改革を推進するために平成 31 年 3 月に「日野市立小・中学校における働き方改革推進プラン」（以下、「働き方改革推進プラン」という）を策定し、各校が創意工夫の上、取り組んできました。

令和 6 年 3 月には東京都教育委員会が「学校における働き方改革推進に向けた実行プログラム」を策定したこと、また働き方改革推進プランの中間年度にあること等を受け、働き方改革推進プラン並びに働き方改革推進プランの実行プログラムの内容やこれまでの取組状況を見直し及び点検をし、働き方改革推進プランを改定することとした。

2. 日野市立小・中学校における働き方改革推進プランの改定日

令和 7 年 4 月 1 日

3. 主な改定内容

	新	旧
1. 働き方改革推進プランと実行プラン	一つ表に纏め、実行プランが指し示す目的等と実行プランを集約	別々に管理。 働き方推進プランに掲げる考え方と実行プランは別に管理し運営
2. 取り組みの方向性	東京都が示す「取り組みの方向性」（5つの方向性）へ踏襲 (Ⅰ) 学校・教員が担うべき業務の精査 (Ⅱ) 役割分担の見直しと外部人材の活用 (Ⅲ) 負担軽減・業務の効率化 (Ⅳ) 働く環境の改善 (Ⅴ) 意識改革・風土改革	(1) 在校時間の適切な把握と意識改革の推進 (2) 教員業務の見直しと業務改善の推進 (3) 学校を支える人員体制の確保 (4) 部活動の負担を軽減 (5) ライフ・ワーク・バランスの実現に向けた環境整備 (6) 学校・家庭・地域の連携強化と協力活動の推進 (7) 勤務時間外の業務が可能となることへの対応 (8) 国・都への要望および働きかけ
3. 実行プランの増減	【新規プログラム】 8 本 【既存プログラムの見直し】 12 本 ----- 【合計】 20 本	【プログラム】 32 本

4. その他

詳細については、別紙「日野市立小・中学校における働き方改革推進プラン_改定版」を参照

日野市立小・中学校に おける働き方改革推進 プラン_改定版

令和7年3月
教育部教育指導課





版数	制定（改定）年月日	改定の概要及び理由	承認
1.0	2019/3	*初版	2019/3
2.0	2025/3	*初版制定後内容の見直し	2025/**



目次

1. 目的	4 頁
2. 目標値	5 頁
3. 取り組みの方向性	6 頁
4. 具体的な取り組みの方向性	
(Ⅰ) 学校・教員が担うべき業務の精査	7 頁
(Ⅱ) 役割分担の見直しと外部人材の活用	8 頁
(Ⅲ) 負担軽減・業務の効率化	10 頁
(Ⅳ) 働く環境の改善	11 頁
(Ⅴ) 意識改革・風土改革	12 頁



1. 目的

教員一人一人の心身の健康保持の実現と、誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境を整備するとともに働き方に対する教員の意識改革により、教育の質の向上を図る。

時代の変遷とともに学校を取り巻く環境も大きく変わってきています。家庭環境の複雑化、多様化、学校や教員に対する要望の拡大、地域社会との細やかな連携の必要性、教員の業務領域拡大、資質の向上が求められています。

そのような中で、近年問題視されてきているのが、教員の長時間労働です。教員の長時間労働の解消を目指し、学校における働き方改革を推進するために平成31年3月に「日野市立小・中学校における働き方改革推進プラン」を策定し、各校が創意工夫の上、取り組んできました。日野市においては、平成30年6月の教員勤務実態調査では、月当たりの時間外在校等時間が45時間を超えている教員は、小学校365名、中学校246名でした。令和6年6月において月当たりの時間外在校等時間が45時間を超えている教員は、小学校199名、中学校125名でした。学校の働き方改革はこれまでの取組により着実な成果を上げてきているところですが、長時間労働の解消は道半ばです。

令和6年3月に東京都教育委員会は「学校における働き方改革推進に向けた実行プログラム」を策定しました。東京都のプログラムは、日野市教育委員会の取組内容と方向性が近い関係であることから、日野市のプログラムの内容、取組状況を見直し、及び点検しましたので「日野市立小・中学校における働き方改革推進プラン」を改定いたしました。

また、令和6年度からスタートした「第4次日野市学校教育基本構想」では、「すべての“いのち”がよろこびあふれる今と未来をつくっていく力」を教育理念とし、みんなが当事者としてプロジェクトを推進していくことを求めています。教員が安心して挑戦し、健康で過ごすことができることはとても大切であり、第4次日野市学校教育基本構想の実現をしていく上でも、学校の働き方改革の推進は重要であると考えています。

2. 目標値



目標値

1か月の時間外在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が、45時間を超えないようにすること。

- ◎平成30年6月に成立した「働き方改革関連法案」の残業時間の上限規制に則り、平成31年1月25日、文部科学省から「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」が示されました。
- ◎本プランにおいても、文部科学省ガイドラインを取り入れながら、数値目標を達成できるよう目指します。



3. 取り組みの方向性及び推進期間

取り組みの方向性

- (Ⅰ) 学校・教員が担うべき業務の精査
- (Ⅱ) 役割分担の見直しと外部人材の活用
- (Ⅲ) 負担軽減・業務の効率化
- (Ⅳ) 働く環境の改善
- (Ⅴ) 意識改革・風土改革

◎令和6年3月策定の東京都教育委員会「学校における働き方改革推進に向けた実行プログラム」では、取組の方向性として上記のように5つの柱を示しています。

◎本プランでは、上記東京都の方向性を踏まえ、具体的なプログラムを推進してまいります。

推進期間

令和7年4月1日から令和11年3月31日まで



4. (I) 学校・教員が担うべき業務の精査

(Ⅰ) 学校・教員が担うべき業務の精査								
都や他市事例、また各学校からの提案等をもとにしながら、業務の精査を実施								
取組みの方向性		(Ⅰ) 学校・教員が担うべき業務の精査、並びに役割分担の見直し (Ⅱ) 地域の協力を得ながら具体的に推進する業務の整理						
取組	内容		令和6年度まで (達成状況)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	
(Ⅰ) 学校・教員が担うべき業務の精査、並びに役割分担の見直し								
学校・教員が担う業務の適正化の推進	役割分担、以下同じ ◎体制・環境の整備、又は方針等策定 ○実施者	働き方改革の3分類(①基本的には学校以外が担う業務、②学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務、③教師の業務だが、負担軽減が可能な業務)を踏まえ、教員が教員としての職務に専念し、子供たちと向き合う時間を十分に確保し、質の高い教育を実践できるよう、業務の精査役割分担の見直しを実施		新規				
	市教委							◎
	学校							--
(Ⅱ) 地域の協力を得ながら具体的に推進する業務の整理								
学校・家庭・地域の連携強化とそれに向けた相互の意識改革に基づき、協力活動を推進	市教委	--	登下校時の見守り活動、通学路のパトロールの方法や在り方の検討・実施	継続				
	学校	○						
	市教委	--	学校行事・学校運営等に関する保護者・地域のサポート(コミュニティ・スクールのサポート)	継続				
	学校	○						



4. (Ⅱ) 外部人材の活用

(Ⅱ) 外部人材の活用

外部人材を活用し学校を支える人員体制の確保を行います。

取組みの方向性	(Ⅰ) 学校を支える人員体制の確保
---------	-------------------

取組	内容	令和6年度まで (達成状況)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
----	----	-------------------	-------	-------	-------	--------

(Ⅰ) 学校を支える人員体制の確保

Ⅰ) 外部人材の配置及び活用

① 小学校副担任相当 (エデュケーション・アシスタント) の配置継続及び実施	市教委	◎	小学校副担任相当の業務支援による学校支援。 支援学年担当教員時間外在校等時間経過の計測による評価。	新規						
	学校	○								
② SSS (スクール・サポート・スタッフ) の配置継続及び実施	市教委	◎	SSS業務範囲の可視化と各校の業務選択により、役割明確化運用。 学校全体の教員時間外在校等時間経過の計測による評価。	継続						
	学校	○								
③ 副校長補佐の配置拡充及び継続の実施	市教委	◎	副校長補佐の配置拡充 副校長業務の継続支援 副校長補佐の業務範囲の可視化 (教員以外の勤怠管理業務・調査業務など)	継続						
	学校	○								



4. (Ⅱ) 外部人材の活用

取組			内容	令和6年度まで (達成状況)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
(1) 学校を支える人員体制の確保								
2) 部活動改革の推進								
①「日野市における部活動に関する方針」に基づく負担軽減	市教委	◎	「日野市における部活動に関する方針」を踏まえた休養日及び活動時間等に対する基本方針の設定・取組の推進	方針改訂				
	学校	○						
② 部活動指導員等の活用	市教委	◎	「日野市における部活動に関する方針」を踏まえながら、部活動の顧問として技術的な指導ができる外部人材活用	継続				
	学校	○						
③ ひのスポ！ひのカル！との連携	市教委	◎	日野型地域クラブ活動「ひのスポ！ひのカル！」と連携した部活動の地域展開の推進	継続				
	学校	○						



4. (Ⅲ) 負担軽減・業務の効率化

(Ⅲ) 負担軽減・業務の効率化

取組みの方向性	業務の3S化（【簡略化】、【標準化】、【専門化】）の継続
---------	------------------------------

取組	内容	令和6年度まで (達成状況)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
----	----	-------------------	-------	-------	-------	--------

教員が授業や授業準備等、教員としての職務に専念し、質の高い教育を実践できるよう、校務の改善・効率化を図る。

業務の3S化 （【簡略化】、 【標準化】、 【専門化】） の継続	市教委	--	「学校行事」等の改善・見直し	継続				
	学校	○						
	市教委	◎	保護者等への情報発信の工夫 （保護者連絡ツールや学校Web頁等を活用） ※国、都、市からの通知で、学校を経由せず市教育委員会から直接保護者に通知することが効率的で学校の事務負担の軽減に繋がる通知の発信	新規				
	学校	○						
	市教委	◎	スクール・ロイヤー活用 （相談内容や課題解決の情報共有）	新規				
	学校	○						
	市教委	◎	余剰授業時数や学校行事の精選等、教育課程についての指導・助言の実施	新規				
	学校	--						



4. (Ⅳ) 働く環境の改善

(Ⅳ) 働く環境の改善	
取組みの方向性	ICTを活用した業務の継続

取組	内容			令和6年度まで (達成状況)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
教員が安心してかつ意欲的に働き続けられるよう、教員の働く環境の改善策を検討								
DXの推進	市教委	◎	テレワーク等、新たな働き方の選択肢の提供	新規				
	学校	○						
	市教委	◎	情報の電子化、データ化による教員間での情報共有	継続				
	学校	○						
	市教委	◎	業務のDX推進	継続				
	学校	○						



4. (V) 意識改革・風土改革

(V) 意識改革・風土改革

取組みの方向性			保護者・地域社会に対し周知・啓発を実施し、理解の促進を図る						
取組			内容		令和6年度まで (達成状況)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
学校や教員の主体的な取組を支援するとともに、保護者・地域社会に対し周知・啓発を実施し、理解の促進を図る									
① 教員一人一人の意識改革の継続的な実施	市教委	◎	「自己申告書」による、教員一人一人の働き方と自己評価の実施	継続					
	学校	○							
② 時間外在校等時間の管理	市教委	◎	出退勤管理システムによる時間外在校等時間の継続管理・見える化	継続					
	学校	○							
③ 働き方改革に関する好事例の収集・共有	市教委	◎	市教育委員会などの学校の働き方改革に関する好事例を収集及び学校内での共有	新規					
	学校	○							
④ 学校・家庭・地域の連携強化に向けた周知啓発	市教委	◎	家庭、地域に対し、働き方改革への取組を周知し、理解を求める	新規					
	学校	○							

議案第69号

日野市社会教育委員会議程の一部を改正する規程の制定について

上記議案を提出する。

令和7年3月18日 提出

日野市教育委員会
教育長 堀川 拓郎

《提案理由》

附属機関の会議の傍聴を可能とすること及びオンライン会議に関する規定の整備を行うため、標記規則の改正を行うものです。

日野市社会教育委員会議程の一部を改正する規程

日野市社会教育委員会議程（昭和33年教育委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

第4条 削除

第5条に次の1項を加える。

- 2 委員は、予め議長の許可を得て、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法又はこれに準ずるものとして議長が認めた方法を活用して委員会に出席することができる。

第7条を第9条とし、第6条を第8条とし、第5条の次に次の2条を加える。

第6条 委員会議は、公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、委員会議の議決により非公開とすることができる。

- (1) 委員会議において取り扱う情報に、日野市情報公開条例（平成13年条例第32号）に定める非公開情報が含まれるとき。
- (2) 公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき。
- (3) その他正当な理由があると認めるとき。

- 2 前項に定めるもののほか、委員会議の公開に必要な事項は、教育委員会が別に定める。

第7条 議長は、必要があると認めるときは、議題に関係のある者の出席を求めるなどの方法をして、委員以外の者の意見を聴くことができる。

- 2 前項の規定による出席の方法については、第5条第2項の規定を準用することができるものとする。

付 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

日野市社会教育委員会議規程の一部を改正する規程の新旧対照表

―は、改正部分を示す。

新	旧
第1条～第3条 略 第4条 削除 第5条 略 <u>2 委員は、予め議長の許可を得て、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法又はこれに準ずるものとして議長が認めた方法を活用して委員会に出席することができる。</u> <u>第6条 委員会議は、公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、委員会議の議決により非公開とすることができる。</u> <u>(1) 委員会議において取り扱う情報に、日野市情報公開条例（平成13年条例第32号）に定める非公開情報が含まれるとき。</u> <u>(2) 公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき。</u> <u>(3) その他正当な理由があると認めるとき。</u> <u>2 前項に定めるもののほか、委員会議の公開に必要な事項は、教育委員会が別に定める。</u>	第1条～第3条 略 第4条 <u>委員会議に特別な事項を分担させるため、分科会「第一分科会（文化）第二分科会（体育）」を置くことができる。</u> 第5条 略

第7条 議長は、必要があると認めるときは、議題に関係のある者の出席を求めるなどの方法をして、委員以外の者の意見を聴くことができる。

2 前項の規定による出席の方法については、第5条第2項の規定を準用することができるものとする。

第8条 略

第9条 略

付 則

略

第6条 略

第7条 略

付 則

略

議案第70号

日野市公民館運営審議会規則の一部を改正する規則の制定について

上記議案を提出する。

令和7年3月18日 提出

日野市教育委員会
教育長 堀川 拓郎

《提案理由》

附属機関の会議の傍聴を可能とすること及びオンライン会議に関する規定の整備を行うため、標記規則の改正を行うものです。

日野市公民館運営審議会規則の一部を改正する規則

日野市公民館運営審議会規則（昭和41年教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

- 2 委員は、予め委員長の許可を得て、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法又はこれに準ずるものとして委員長が認めた方法を活用して審議会に出席することができる。

第4条の次に次の2条を加える。

第4条の2 審議会の会議は、公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、審議会の議決により非公開とすることができる。

- (1) 会議において取り扱う情報に、日野市情報公開条例（平成13年条例第32号）に定める非公開情報が含まれるとき。
- (2) 公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき。
- (3) その他正当な理由があると認めるとき。

- 2 前項に定めるもののほか、審議会の会議の公開に必要な事項は、教育委員会が別に定める。

第4条の3 委員長は、必要があると認めるときは、議題に関係のある者の出席を求め、意見を聴くことができる。

- 2 前項の規定による出席の方法については、第4条第2項の規定を準用する。

付 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

日野市公民館運営審議会規則の一部を改正する規則の新旧対照表

―は、改正部分を示す。

新	旧
第1条～第3条 略 第4条 略 <u>2 委員は、予め委員長の許可を得て、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法又はこれに準ずるものとして委員長が認めた方法を活用して審議会に出席することができる。</u> <u>第4条の2 審議会の会議は、公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、審議会の議決により非公開とすることができる。</u> <u>(1) 会議において取り扱う情報に、日野市情報公開条例（平成13年条例第32号）に定める非公開情報が含まれるとき。</u> <u>(2) 公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき。</u> <u>(3) その他正当な理由があると認めるとき。</u> <u>2 前項に定めるもののほか、審議会の会議の公開に必要な事項は、教育委員会が別に定める。</u> <u>第4条の3 委員長は、必要があると認めるときは、議題に関係のある者の出席を求め、意見を聴くことができる。</u> <u>2 前項の規定による出席の方法については、第4条第2項</u>	第1条～第3条 略 第4条 略

<u>の規定を準用する。</u> 第5条、第6条 略 付 則 略	第5条、第6条 略 付 則 略
---	-----------------------

議案第 71 号

日野市立図書館協議会運営規則の一部を改正する規則の制定について

上記議案を提出する。

令和 7 年 3 月 18 日 提出

日野市教育委員会
教育長 堀川 拓郎

《提案理由》

附属機関の会議の傍聴を可能とすること及びオンライン会議に関する規定の整備を行うため、標記規則の改正を行うものです。

日野市立図書館協議会運営規則の一部を改正する規則

日野市立図書館協議会運営規則（昭和40年教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

- 2 委員は、予め委員長の許可を得て、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法又はこれに準ずるものとして委員長が認めた方法を活用して協議会に出席することができる。

第5条を第7条とし、第4条の次に次の2条を加える。

第5条 会議は公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、会議の議決により非公開とすることができる。

- (1) 会議において取り扱う情報に、日野市情報公開条例（平成13年条例第32号）に定める非公開情報が含まれるとき。
- (2) 公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき
- (3) その他正当な理由があると認めるとき

- 2 前項に定めるもののほか、会議の公開に必要な事項は、教育委員会が別に定める。

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、議題に関係のある者の出席を求め、意見を聴くことができる。

- 2 前項の規定による出席の方法については、第4条第2項の規定を準用する。

付 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

日野市立図書館協議会運営規則の一部を改正する規則の新旧対照表

―は、改正部分を示す。

新	旧
日野市立図書館協議会運営規則 昭和40年11月20日 教育委員会規則第7号 第1条～第3条 略 第4条 略 <u>2 委員は、予め委員長の許可を得て、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法又はこれに準ずるものとして委員長が認めた方法を活用して協議会に出席することができる。</u> <u>第5条 会議は公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、会議の議決により非公開とすることができる。</u> <u>(1) 会議において取り扱う情報に、日野市情報公開条例（平成13年条例第32号）に定める非公開情報が含まれるとき。</u> <u>(2) 公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき</u> <u>(3) その他正当な理由があると認めるとき</u> <u>2 前項に定めるもののほか、会議の公開に必要な事項は、教育委員会が別に定める。</u>	日野市立図書館協議会運営規則 昭和40年11月20日 教育委員会規則第7号 第1条～第3条 略 第4条 略

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、議題に関係のある者の出席を求め、意見を聴くことができる。

2 前項の規定による出席の方法については、第4条第2項の規定を準用する。

第7条 略

付 則

略

第5条 略

付 則

略

議案第72号

日野市郷土資料館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

上記議案を提出する。

令和7年3月18日 提出

日野市教育委員会
教育長 堀川 拓郎

《提案理由》

附属機関の会議の傍聴を可能とすること及びオンライン会議に関する規定の整備を行うため、標記規則の改正を行うものです。

日野市郷土資料館条例施行規則の一部を改正する規則

日野市郷土資料館条例施行規則（昭和63年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第11条中第7項を第11項とし、第6項の次に次の4項を加える。

- 7 委員は、予め委員長の許可を得て、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法又はこれに準ずるものとして委員長が認めた方法を活用して会議に出席することができる。
- 8 会議は公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、会議の議決により非公開とすることができる。
 - (1) 会議において取り扱う情報に、日野市情報公開条例（平成13年条例第32号）に定める非公開情報が含まれるとき。
 - (2) 公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき。
 - (3) その他正当な理由があると認めるとき。
- 9 前項に定めるもののほか、会議の公開に必要な事項は、教育委員会が別に定める。
- 10 委員長は、必要があると認めるときは、議題に関係のある者の出席を求め、意見を聴くことができる。この場合において、出席の方法については、第7項の規定を準用する。

付 則

この規則は、令和7年4月1日に施行する。

日野市郷土資料館条例施行規則の一部を改正する規則の新旧対照表

―は、改正部分を示す。

新	旧
日野市郷土資料館条例施行規則 昭和63年 6 月30日 教育委員会規則第 2 号 第 1 条～第10条 略 (資料館協議会) 第11条 略 2～6 略 <u>7 委員は、予め委員長の許可を得て、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法又はこれに準ずるものとして委員長が認めた方法を活用して会議に出席することができる。</u> <u>8 会議は公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、会議の議決により非公開とすることができる。</u> (1) <u>会議において取り扱う情報に、日野市情報公開条例(平成13年条例第32号)に定める非公開情報が含まれるとき。</u> (2) <u>公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき。</u> (3) <u>その他正当な理由があると認めるとき。</u>	日野市郷土資料館条例施行規則 昭和63年 6 月30日 教育委員会規則第 2 号 第 1 条～第10条 略 (資料館協議会) 第11条 略 2～6 略

<u>9 前項に定めるもののほか、会議の公開に必要な事項は、教育委員会が別に定める。</u> <u>10 委員長は、必要があると認めるときは、議題に関係のある者の出席を求め、意見を聴くことができる。この場合において、出席の方法については、第7項の規定を準用する。</u> <u>11 略</u> (委任) 第12条 略 付 則 略 第1号様式～第6号様式 略	<u>7 略</u> (委任) 第12条 略 付 則 略 第1号様式～第6号様式 略
--	---

議案第73号

日野市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

上記議案を提出する。

令和7年3月18日 提出

日野市教育委員会
教育長 堀川 拓郎

《提案理由》

附属機関の会議の傍聴を可能とすること及びオンライン会議に関する規定の整備を行うため、標記規則の改正を行うものです。

日野市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則

日野市文化財保護条例施行規則（昭和57年教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第19条を第22条とし、第18条の次に次の3条を加える。

（会議の公開）

第19条 条例第45条に規定する日野市文化財保護審議会の会議（以下「会議」という。）は公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、会議の議決により非公開とすることができる。

- (1) 会議において取り扱う情報に、日野市情報公開条例（平成13年条例第32号）に定める非公開情報が含まれるとき。
- (2) 公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき。
- (3) その他正当な理由があると認めるとき。

2 前項に定めるもののほか、会議の公開に必要な事項は、教育委員会が別に定める。

（会議への出席）

第20条 会議への出席については、予め会長（条例第43条第1項の規定により置かれる会長をいう。以下同じ。）の許可を得て、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法又はこれに準ずるものとして会長が認めた方法を活用することができる。

（関係者の出席）

第21条 会長は、必要があると認めるときは、会議の議題に関係のある者の出席を求め、意見を聴くことができる。

2 前項の規定による出席の方法については、前条の規定を準用する。

付 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

日野市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則の新旧対照表

―は、改正部分を示す。

新	旧
日野市文化財保護条例施行規則 昭和57年10月26日 教育委員会規則第6号 日野市文化財保護条例施行規則（昭和35年教育委員会規則第1号）の全部を改正する。 第1条～第18条 略 <u>（会議の公開）</u> 第19条 条例第45条に規定する日野市文化財保護審議会の会議（以下「会議」という。）は公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、会議の議決により非公開とすることができる。 <u>（1） 会議において取り扱う情報に、日野市情報公開条例（平成13年条例第32号）に定める非公開情報が含まれるとき。</u> <u>（2） 公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき。</u> <u>（3） その他正当な理由があると認めるとき。</u> 2 前項に定めるもののほか、会議の公開に必要な事項は、<u>教育委員会が別に定める。</u> <u>（会議への出席）</u>	日野市文化財保護条例施行規則 昭和57年10月26日 教育委員会規則第6号 日野市文化財保護条例施行規則（昭和35年教育委員会規則第1号）の全部を改正する。 第1条～第18条 略

第20条 会議への出席については、予め会長（条例第43条第1項の規定により置かれる会長をいう。以下同じ。）の許可を得て、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法又はこれに準ずるものとして会長が認めた方法を活用することができる。

（関係者の出席）

第21条 会長は、必要があると認めるときは、会議の議題に関係のある者の出席を求め、意見を聴くことができる。

2 前項の規定による出席の方法については、前条の規定を準用する。

（標識等の管理）

第22条 略

付 則

1、2 略

第1号様式～第23号様式 略

（標識等の管理）

第19条 略

付 則

1、2 略

第1号様式～第23号様式 略

議案第 74 号

日野市教育委員会の附属機関の会議の傍聴に関する規則の制定について

上記議案を提出する。

令和 7 年 3 月 18 日 提出

日野市教育委員会
教育長 堀川 拓郎

《提案理由》

附属機関の会議の傍聴を可能とすることに伴い、必要な事項を定める規則を制定するものです。

日野市教育委員会の附属機関の会議の傍聴に関する規則

令和 年 月 日
教育委員会規則第 号

(趣旨)

第1条 この規則は、日野市社会教育委員会議程(昭和33年教育委員会規程第1号)第6条第2項、日野市公民館運営審議会規則(昭和41年教育委員会規則第6号)第4条の2第2項、日野市立図書館協議会運営規則(昭和40年教育委員会規則第7号)第5条第2項、日野市文化財保護条例施行規則(昭和57年教育委員会規則第6号)第19条第2項及び日野市郷土資料館条例施行規則(昭和63年教育委員会規則第2号)第11条第9項の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 会議 前条に規定する規則又は規程に基づいて開催される会議をいう。

(2) 議長 会議の議長又は委員長若しくは会長(これらを欠くときは、その職務を代行する者)をいう。

(会議の傍聴)

第3条 議長は、会議の傍聴の希望があった場合において、適当と認めるときは傍聴を許可するものとする。

(開催の事前公表)

第4条 議長は、会議の全部又は一部を公開するときは、会議開催の日の1週間前までに、開催の日時、会場、主な予定案件の名称、傍聴券の交付場所その他の必要事項を公表するものとする。

(会議資料の閲覧)

第5条 議長は、会議を公開するに当たっては、当該会議に付する会議資料を閲覧させるものとする。ただし、第1条に規定する規則又は規程の各規定により、公開しないとされている情報が記録されている部分を除く。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、図面、地図、写真、報告書、大量な資料その他閲覧に供することが困難である会議資料については、閲覧させないことができる。

(傍聴の定員)

第6条 議長は、傍聴者の定員を設けることができる。

(傍聴の手続き等)

第7条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴申込書(第1号様式)又は傍聴申請システ

ム(会議の傍聴の申請に関する事務を電子計算組織により処理するシステムをいう。以下同じ。)を以て、傍聴の申請を行わなければならない。

- 2 前項の申請は、会議開催の日の 3 日前までに行うものとする。ただし、議長がこれにより難いと認める場合は、申請期限を別に定めることができる。
- 3 傍聴券の交付は、第 1 項の申請をした者に対して、会議開始時刻の 20 分前から、第 4 条の規定により公表した傍聴券の交付場所において行う。

(傍聴席の指定)

第8条 傍聴人は、傍聴券を係員に提示し、係員の指示によって指定された傍聴席につかなければならない。

- 2 傍聴人は、指定された傍聴席以外の場所に入ってはならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第9条 次の各号の一に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、棒その他、他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのあるものを携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓、拡声器、無線機その他これ等に類するものを携帯している者
- (5) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められるものを携帯している者

(傍聴人の守るべき事項)

第 10 条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし次の事項を守らなければならない。

- (1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- (3) はち巻、腕章(たすき)の類を使用する等示威的行為をしないこと。
- (4) 写真、映画等の撮影をし、又は録音等をしないこと。ただし、議長の許可を受けた場合は、この限りではない。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れないこと。
- (7) 傍聴により知り得た発言内容等をインターネット、ソーシャルネットワークサービス、広報誌等で公表しないこと。
- (8) 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(傍聴人の退場)

第 11 条 傍聴人は、会議を公開としない旨の議決があつたときは、速やかに退場しな

ければならない。

- 2 議長は、傍聴人がこの規則に違反するときは、これを制止し、指示に従わないときは、退場させることができる。

(補則)

第 12 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行し、令和7年4月1日以降に開催される会議に適用する。
- 2 第3条、第4条及び第7条の規定による手続に関して必要な行為は、この規則の施行の日前においても、行うことができる。

議案第75号

日野市立学校施設の開放に関する規則の制定について

上記議案を提出する。

令和7年3月18日 提出

日野市教育委員会
教育長 堀川 拓郎

《提案理由》

学校施設開放に関するルール等を現状に即したものとするため、従来要綱として定めていたものを、内容を見直したうえ、規則として新たに制定するものです。

日野市立学校教室等施設の開放に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第137条及び社会教育法（昭和24年法律207号）第44条の規定に基づき、日野市立学校設置条例（昭和39年条例第20号）第2条に規定する学校（以下単に「学校」という。）の体育施設を除く施設（以下「教室等施設」という。）の開放（以下「学校開放」という。）に関して必要な事項を定め、もって、市民の社会教育活動及び地域社会の活動に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「学校開放」とは、学校教育に支障のない範囲で、日野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が指定する時間帯に教室等施設を市民の使用に供することをいう。

(学校開放の管理及び責任)

第3条 学校開放に関する事務は、教育委員会が管理する。

2 学校開放により教室等施設を利用させる学校の校長は、学校開放に伴う管理上の責任を負わないものとする。

(開放施設)

第4条 学校開放に使用する教室等施設（以下「開放施設」という。）は、別表に定めるとおりとする。

(学校開放の日時)

第5条 教室等施設の開放日及び開放時間は、次の表のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めたときは、これを変更することができる。

開放日	開放時間
月曜日から金曜日まで（祝日を除く。）	午後5時～午後9時
日曜日・土曜日及び祝日	午前9時～午後9時

2 次の各号のいずれかに該当するときは、学校開放を行わない。

(1) 学校が利用するとき。

(2) 教育委員会、市又は市内の官公署が学校開放以外の目的で利用するとき。

(3) 開放施設の維持管理のために教育委員会が利用するとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要があると認めるとき。

(運営委員会)

第6条 教育委員会は、学校開放の円滑な運営を図るため、必要に応じて学校ごとに自主管理運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置くことができる。

2 教育委員会は、教室等施設の開放に関する業務を、運営委員会に委託することができる。

3 運営委員会の構成、職務等については教育長が別に定める。

(利用できる者の範囲)

第7条 教室等施設を利用できるものは、次に掲げる要件を満たすものとして教育委員会から日野市学校教室等施設利用登録の承認を受けた団体その他教育委員会が認める団体とする。

(1) 日野市内に在住、在勤又は在学する者5人以上で構成されるもの

(2) 団体の代表者又は担当者（副代表者）を含む3人以上の成年者が含まれているもの

(3) 団体の代表者又は担当者（副代表者）が市内に居住していること。

(団体登録)

第8条 教室等施設を利用しようとするものは、日野市公共施設予約システムの利用に関する規則（平成26年規則第5号）（以下「施設予約システム規則」という。）の利用者登録（施設予約システム規則第4条の規定による利用者登録をいう。）を受けなければならない。

2 前項の規定により利用者登録を受けたものは、前条に定める日野市学校教室等施設利用登録の承認を受けたものとみなす。

3 利用者登録、利用手続その他施設予約システムに関することは、この規則及び別に定める場合を除き、施設予約システム規則の定めるところによる。

4 施設予約システム規則第10条の規定による予約申込期間は、使用日の4週間前から10日前まで（使用日の4週間前の日が日野市の休日を定める条例（平成元年条例第10号）に基づく休日（以下「市の休日」という。）に当たるときにあつてはその直前の市の休日でない日から、使用日の10日前の日が市の休日に当たるときにあつてはその直前の市の休日でない日まで）とする。ただし、第6項に規定する日野市電子申請サービスによ

る申込のときは、この限りでない。

5 施設予約システム規則第12条の規定は、この要綱による学校開放には適用しない。

6 第3項及び第4項の規定による予約申込は、日野市電子申請サービスの利用に関する要綱（令和4年4月1日制定）第4条に規定する日野市電子申請サービスによる申込をもって代えることができる。

（団体登録の抹消）

第9条 教育委員会は、第7条に規定する利用登録の承認を受けた団体又は当該団体の構成員（前条第2項の規定により承認を受けたとみなされた場合を含む。以下これらを「登録者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、利用登録を抹消することができる。

(1) 偽りその他不正の手段により申請がなされたとき。

(2) 登録者がこの規則の規定に違反したとき。

(3) 第7条に規定する基準に該当しなくなったとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、利用登録を抹消すべき事由が生じたと教育委員会が認めるとき。

（使用許可及び許可書の交付）

第10条 教育委員会は、第8条第3項の規定により適用される施設予約システム規則第12条に規定する使用の許可の申請を受けたときは、その内容を審査し、支障がないと認めた場合は使用を許可し、日野市立学校施設使用許可書兼領収書（第1号様式又は第2号様式。以下「許可書」という。）を申請者に交付する。

2 利用者は、開放施設の利用に当たっては前項に定める許可書を携帯し、求めがあった場合これを提示しなければならない。

3 第1項に定める許可書の交付は、電子情報処理組織（日野市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成17年規則第2号）第3条に定める電子情報処理組織をいう。）により行うことができる。

（利用条件の付与）

第11条 教育委員会は、必要があると認めるときは、条件を付して使用を許可することができる。

（許可の制限）

第12条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、第10条第1項に規定する

許可をしない。

- (1) 営利を目的として使用するとき。
- (2) 政治活動又は選挙運動のために利用するとき。
- (3) 宗教活動のために利用するとき。
- (4) 秩序を乱すおそれがあるとき。
- (5) 学校施設を損傷するおそれがあるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が利用を不相当と認めるとき。

(使用の中止)

第13条 次の各号に該当する者については、教室等施設の立入りを拒み、退去又は利用の中止を命ずることができる。

- (1) 火薬類その他の危険物を所持する者
- (2) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある者
- (3) 動物を連行する者
- (4) 酒気を帯びている者
- (5) 管理員又は係員の指示に従わない者
- (6) その他施設の安全上、教育委員会が必要があると認める者

(禁止行為)

第14条 利用者は、第11条第1項の規定により受けた許可の範囲を超えて、学校の施設本来の用途又は目的を妨げてはならない。

(使用許可の取消し等)

第15条 教育委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、利用を制限し、又は利用を停止することができる。

- (1) この規則又は施設予約システム規則に違反したとき。
- (2) 第11条の規定により付された利用の条件に違反したとき。
- (3) 天候不順、災害、工事その他利用者の責めによらない事由により開放施設の利用ができなくなったとき。
- (4) 学校が緊急に開放施設を利用するとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めたとき。

2 前項の規定により利用者が許可を取り消され、利用を制限され、又は利用を停止されたことにより生じた利用者の損害については、教育委員会はその責めを負わない。

(使用取消の届出)

第16条 利用者が使用許可の取消しをするときは、使用日の3日前までに教育委員会に届け出なければならない。

(利用権の譲渡禁止)

第17条 利用者は、利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(開放施設の変更の禁止)

第18条 利用者は、教室等施設に変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ教育委員会の承認を受けたときは、この限りでない。

(事故防止及び事故発生時の責任)

第19条 利用者は、開放施設の利用に当たっては利用責任者を指定し、利用条件を遵守するとともに事故防止に努めなければならない。

2 開放施設を利用中に発生した事故については、利用者が責任を負う。

(利用者の賠償義務)

第20条 利用者は、開放施設の利用に当たり、開放施設又は設備その他学校施設等に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認められるときは、賠償額を減免、又は免除することができる。

(原状回復の義務)

第21条 利用者は、利用を終了したとき又は第15条第1項の規定により使用許可を取り消されたとき若しくは利用を停止されたときは、直ちに開放施設を現状に回復しなければならない。

(適用除外)

第22条 第6条第1項の規定により運営委員会を置いた学校については、第8条第3項、第4項及び第6項、第10条並びに第16条の規定は適用しない。

2 前項の場合における第12条及び第14条の規定の適用については、これらの規定中「第10条第1項に規定する許可」とあるのは「許可」と読み替えるものとする。

(委任)

第22条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

付 則

1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日以降の使用に係る、この規則の規定に相当する規定により既に行

われた利用の手續及び利用の許可については、この規則の規定により行われたものとみなす。

- 3 この規則の規定による利用登録及び利用手續並びに使用許可に関して必要な行為は、この規則の施行の日前においても、行うことができる。

別表（第4条関係）

学校名	開放施設
日野市立日野第五小学校	大ホール
日野市立南平小学校	会議室

第1号様式（第10条関係）

施設使用許可書兼領収書

年 月 日

氏名(団体名)

郵便番号

住所

電話番号

登録番号

施設使用の申込を下記のとおり許可します。

日野市教育委員会

利用施設：

利用日付 利用時間	利用施設・人数・利用目的・備 品	基本使用 料 ____(円)	減免金額 ____(円)	支払料金 ____(円)
使用料合計				

- 1.使用許可書は、使用当日必ず受付に提示してください。
- 2.入室及び退室の際は必ず受付にご連絡ください。
- 3.使用時間には、準備及び後片付けの時間が含まれています。使用時間は厳守してください。
- 4.施設及び付帯設備等を破損又は紛失したときは、損害額を弁償していただきます。
- 5.使用者は使用の権利を譲渡、転貸はできません。
- 6.施設における注意事項については、裏目を必ずお読みください。

議案第76号

日野市立学校体育施設の開放に関する規則の制定について

上記議案を提出する。

令和7年3月18日 提出

日野市教育委員会
教育長 堀川 拓郎

《提案理由》
学校施設開放に関するルール等を現状に即したものとするため、所要の改正を行うものです。

日野市立学校体育施設の開放に関する規則

日野市立学校体育施設の開放に関する規則（昭和63年教育委員会規則第6号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規則は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第137条、社会教育法（昭和24年法律207号）第44条及びスポーツ基本法（平成23年法律第78号）第13条第1項の規定に基づき、日野市立学校設置条例（昭和39年条例第20号）第2条に規定する学校（以下単に「学校」という。）の体育施設及び附属設備（以下「学校体育施設」という。）を開放することにより、市民の文化、スポーツ等の地域活動の場として活用することを目的とする。

（定義）

第2条 この規則において「学校開放」とは、学校教育に支障のない範囲で、日野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が指定する時間帯に学校体育施設を市民の利用に供することをいう。

（開放施設）

第3条 学校開放の対象となる学校体育施設（以下「開放施設」という。）は、次に掲げる学校体育施設のうち、教育委員会が指定するものとする。

- (1) 体育館
- (2) 校庭
- (3) テニスコート
- (4) 夜間照明施設
- (5) 空調設備
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が認める学校体育施設

（教育委員会及び学校の責務）

第4条 学校開放に関する事務は、教育委員会が管理する。

- 2 学校開放により開放施設を利用させる学校の校長は、学校開放に伴う管理上の責任を負わないものとする。
- 3 教育委員会は、学校開放のため施設整備その他必要な事項について配慮するよう努めなければならない。
- 4 学校の校長は、第1条の目的を十分に理解し、学校開放に積極的に協力しなければならない。

(学校開放の日時)

第5条 学校開放の日時は、別表第1のとおりとする。

(運営委員会)

第6条 教育委員会は、学校開放の円滑な運営を図るため、必要に応じて学校ごとに自主管理運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置くことができる。

- 2 教育委員会は、開放施設のうち体育館、校庭及びテニスコートの開放に関する業務を、運営委員会に委託することができる。
- 3 運営委員会の構成、職務等については、教育長が別に定める。

(学校開放を行わない場合)

第7条 次の各号のいずれかに該当するときは、学校開放を行わない。

- (1) 学校が利用するとき。
- (2) 教育委員会、市又は市内官公署が学校開放以外の目的で利用するとき。
- (3) 開放施設の維持管理のために教育委員会が利用するとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要があると認めるとき。

(利用できる者の範囲)

第8条 開放施設を利用できるものは、利用区分ごとに別表第2に掲げる要件を満たすものとして教育委員会から日野市学校開放施設利用登録の承認を受

けた団体その他教育委員会が認める団体とする。

(利用登録及び利用手続き)

第9条 開放施設を利用しようとするものは、日野市公共施設予約システムの利用に関する規則（平成26年規則第5号）（以下「施設予約システム規則」という。）に規定する日野市公共施設予約システム（以下「施設予約システム」という。）の利用者登録（施設予約システム規則第4条の規定による利用者登録をいう。）を受けなければならない。

- 2 前項の規定により利用者登録を受けたものは、前条に定める日野市学校開放施設利用登録の承認を受けたものとみなす。
- 3 利用者登録、利用手続きその他施設予約システムに関することは、この規則及び別に定める場合を除き、施設予約システム規則の定めるところによる。
- 4 この規則及び施設予約システム規則の規定による学校開放の予約申込期間については、別表第3のとおりとする。
- 5 同一の登録団体が施設予約システム規則第9条の規定による施設の利用予約を行う場合、1か月間に抽選の方法により申込みできる回数は、開放施設の区分ごとに次の各号に掲げる回数を限度とする。

(1) 体育館 3回

(2) 校庭 1回

(3) 校庭（夜間照明施設を併せて使用する場合） 2回

(4) テニスコート 4回

(利用条件等の付与)

第10条 教育委員会は、必要があると認めるときは、条件を付して利用を許可することができる。

(使用許可及び許可書の交付)

第11条 教育委員会は、第9条第3項の規定により適用される施設予約システム規則第12条に規定する使用の許可の申請を受けたときは、その内容を審査し、支障がないと認めた場合は使用を許可し、日野市立学校施設使用許可書

兼領収書（第1号様式）（以下「許可書」という。）を申請者に交付する。

- 2 利用者は、開放施設の利用に当たっては前項の許可書を携帯し、求めがあった場合これを提示しなければならない。
- 3 第1項に規定する許可書の交付は、電子情報処理組織（日野市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成17年規則第2号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織をいう。）により行うことができる。

（使用の不許可）

第12条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしない。

- (1) 営利を目的として利用するとき。
- (2) 政治活動又は選挙運動のために利用するとき。
- (3) 宗教活動のために利用するとき。
- (4) 秩序を乱すおそれがあるとき。
- (5) 学校施設を損傷するおそれがあるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が利用を不相当と認めるとき。

（使用の中止）

第13条 次の各号に該当する者については、開放施設の立入りを拒み、退去又は利用の中止を命ずることができる。

- (1) 火薬類その他の危険物を所持する者
- (2) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある者
- (3) 動物等を連行する者
- (4) 酒気を帯びている者
- (5) 管理員又は係員の指示に従わない者
- (6) その他施設の安全管理上、教育委員会が必要があると認める者

（行為の制限）

第14条 利用者は、第11条第1項の規定により受けた許可の範囲を超えて、学

校の施設本来の用途又は目的を妨げてはならない。

(使用許可の取り消し等)

第15条 教育委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、利用を制限し、又は利用を停止することができる。

- (1) この規則又は施設予約システム規則に違反したとき。
- (2) 第10条の規定により付された利用の条件に違反したとき。
- (3) 天候不順、災害、工事その他利用者の責めによらない事由により開放施設の利用ができなくなったとき。
- (4) 学校が緊急に開放施設を利用するとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めるとき。

2 前項の規定により利用者が許可を取り消され、利用を制限され、又は利用を停止されたことにより生じた利用者の損害については、教育委員会はその責めを負わない。

(使用取消の届出)

第16条 利用者が使用許可の取消しをするときは、使用日の前日まで（使用日が土曜日、日曜日又は休日の場合は、直前の平日の午後4時まで）に教育委員会に届け出なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、別表第1に定める校庭（夜間）又はテニスコート（夜間）の区分の使用許可の取消しをするときは、使用日の当日午後4時まで（使用日が土曜日、日曜日又は休日の場合は、直前の平日の午後4時まで）に教育委員会に届け出るものとする。

(利用権の譲渡禁止)

第17条 利用者は、利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(開放施設の変更の禁止)

第18条 利用者は、開放施設に変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ教育委員会の承認を受けたときは、この限りではない。

(事故防止及び事故発生時の責任)

第19条 利用者は、開放施設の利用に当たっては利用責任者を指定し、利用条件を遵守するとともに事故防止に努めなければならない。

2 開放施設を利用中に発生した事故については、利用者が責任を負う。

(利用者の賠償責任)

第20条 利用者は、開放施設の利用に当たって開放施設又はその他学校施設等に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認められるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(原状回復の義務)

第21条 利用者は、利用を終了したとき又は第15条第1項の規定により使用許可を取り消されたとき若しくは利用を停止されたときは、直ちに開放施設を現状に回復しなければならない。

(適用除外)

第22条 第6条第1項の規定により、運営委員会を置いた学校については、第9条第3項から第5項まで、第11条及び第16条の規定は適用しない。

2 前項の場合における第12条及び第14条の規定の適用については、第12条中「前条第1項の許可」とあるのは「許可」と、第14条中「第11条第1項に規定する許可」とあるのは「許可」とそれぞれ読み替えるものとする。

(委任)

第23条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日以降の使用に係る、この規則による改正前の日野市立学校体育施設の開放に関する規則の規定により既に行われた利用の手續及び利用の許可については、この規則の規定により行われたものとみなす。

3 この規則の規定による利用登録及び利用手續並びに使用許可に関して必要な行為は、この規則の施行の日前においても、行うことができる。

別表第1（第5条関係）

学校区分	開放施設名	開放日	開放時間
小学校	体育館	月曜日から金曜日まで	午後6時から午後9時まで
		日曜日、土曜日及び休日	午前9時から午後9時まで
	校庭	日曜日、土曜日及び休日	午前9時から午後5時まで
	テニスコート	日曜日、土曜日及び休日	午前9時から午後5時まで
	特別教室	月曜日から金曜日まで	午後6時から午後9時まで
		日曜日、土曜日及び休日	午前9時から午後9時まで
中学校	体育館	月曜日から金曜日まで	午後6時45分から午後9時まで
		日曜日、土曜日及び休日	午前9時から午後9時まで
	校庭	日曜日、土曜日及び休日	午前9時から午後5時まで
	校庭（夜間）	月曜日から日曜日まで	午後6時から午後9時まで
	テニスコート	日曜日、土曜日及び休日	午前9時から午後5時まで
	テニスコート（夜間）	月曜日から日曜日まで	午後6時から午後9時まで

備考 「休日」とは、日野市の休日を定める条例（平成元年条例第10号）第1条第1項第2号及び第3号に規定する日をいう。

別表第 2（第 8 条関係）

利用区分	利用の要件
中学校の開放施設	市内に在住、在勤又は在学する者10人以上で構成されている団体であって、団体の代表者又は担当者（副代表者）が成年者であり、かつ、3人以上の成年者が含まれているものであること。
小学校の開放施設	上記中学校の開放施設の区分の利用登録の要件に該当する者であって、市内に在住する者が構成員の過半数を占めるもの。

別表第 3（第 9 条関係）

抽選申込期間	空き施設の申込期間
利用日の属する月の前月の18日から19日まで	利用日の属する月の前月の23日から25日まで

施設使用許可書兼領収書

年 月 日

氏名(団体名)

郵便番号

住所

電話番号

登録番号

施設使用の申込を下記のとおり許可します。

日野市教育委員会

利用施設:

利用日付 利用時間	利用施設・人数・利用目的・備品	基本使用料 (円)	減免金額 (円)	支払料金 (円)
使用料合計				

- 1.使用許可書は、使用当日必ず受付に提示してください。
- 2.入室及び退室の際は必ず受付にご連絡ください。
- 3.使用時間には、準備及び後片付けの時間が含まれています。使用時間は厳守してください。
- 4.施設及び付帯設備等を破損又は紛失したときは、損害額を弁償していただきます。
- 5.使用者は使用の権利を譲渡、転貸はできません。
- 6.施設における注意事項については、裏目を必ずお読みください。

議案第 77 号

日野市立学校体育施設開放実施細則を廃止する規則の制定について

上記議案を提出する。

令和 7 年 3 月 18 日 提出

日野市教育委員会
教育長 堀川 拓郎

《提案理由》

日野市立学校体育施設の開放に関する規則の全部改正に伴い、細則を廃止するものです。

日野市立学校体育施設開放実施細則を廃止する規則

令和 年 月 日制定

日野市立学校体育施設開放実施細則（昭和63年11月19日教育委員会規則第7号）は、
廃止する。

付 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

議案第78号

日野市立教育センター所長の任命について

上記議案を提出する。

令和7年3月18日 提出

日野市教育委員会
教育長 堀川 拓郎

《提案理由》

令和7年3月31日をもって日野市立教育センター所長の任期が満了となるため、新たに任命するものです。

《日野市立教育センター所長 任命者》

氏 名	住 所
竹山 弘志	

任期 自 令和7年4月 1日
至 令和8年3月31日

《参考法令》

日野市立教育センター設置条例

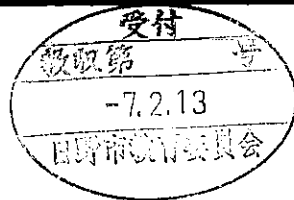
(職員)

第5条 教育センターに所長その他必要な職員を置く。

請願審査

請 願 番 号	請願第6－13号
受 付 年月日	令和7年2月13日
件 名	落選・義家弘介氏ら”反日教組議連”が09年6月文科省課長を呼び出し迫った教特法第18条2項改悪は、主権者教育の妨害なので今後とも改悪しないよう、文科省に意見書を出そう等の請願
請願者 住 所 氏 名	

落選・義家弘介氏ら“反日教組議連”が09年6月文科省課長を呼び出し迫った教特法第18条2項改悪は、主権者教育の妨害なので今後とも改悪しないよう、文科省に意見書を出そう等の請願



口頭意見陳述をします。

1 標題に係る請願の背景と、具体的事実等

月刊『紙の爆弾』2025年3月号「ニュースレスQ欄」の、

——元「憲法改悪反対」が政界入り後「権力の教育介入」の先兵に——

と題する、教育ジャーナリスト・永野厚男さん取材・執筆記事は、

——教職員たちが、「学問と政治の世界において議論があることは、授業においても議論があるものとして扱わなければならない」と明記した「旧西ドイツのボイテルスバッハ・コンセンサス（1976年、政治教育の基本原則）」に則り、主権者教育を始めとする教育実践をしたり、憲法第19条・21条に則り勤務時間外等に政治的問題について表現活動する等の合憲・合法・正当な行為——を、

——持っている政治権力を悪用し、政治的に中立ではない、改憲等の政治活動に明け暮れている保守系政治家ら——

が敵視し、自分たちの意に沿わせるよう（文科省課長を呼び出し圧力をかける等）、誤った政治権力を行使している（いた）由々しき事案を、次の通り暴き出している。

↓

昨年10月の衆院選（神奈川16区）で、立憲民主党現職に3万票以上の大差で敗れ落選した自民党の義家弘介元文部科学副大臣（53歳）が1月6日、「3月末で政界引退」と発表した。

義家氏は14年に「安倍首相の靖国神社参拝問題を出題した東京都立松が谷高校3年政治経済の学年末試験」を国会で非難し批判を浴びたが、これと同様の教育への政治介入を繰り返しており、ここでは2点を挙げておく。

〔1〕、教育公務員特例法（教特法）第18条は1項で公立学校教職員の政治的行為の制限は「国家公務員の例による」としつつ、2項で“違反者”を処

罰してはならない旨を規定している。また人事院規則14-7は「国家公務員法第102条の政治的行為の制限」の中身を「政治的目的をもって、多数の人の行進その他の示威運動を企画、組織、指導すること。集会で拡声器を利用し、公に政治的目的を有する意見を述べること」（一部略）等を規定している。

しかし義家氏は森喜朗・中山成彬・稲田朋美・下村博文各氏らと結成した自民党の“反日教組議連”が09年6月16日、党本部で開いた第8回会合で、呼び出した文科省初等中等教育企画課長（当時）らに、「（06年、愛国心強制等の）教育基本法改正の時、（勤務時間後や有給休暇取得の）教員たちが国会周辺での反対集会に参加し拡声器を使ったり座り込んだりデモをしたりしたのは、人事院規則の政治的行為だ。政策実施の妨害だ」などと迫った。

課長は「デモ行進等参加は、必ずしも人事院規則の制限規定に入らない」と述べ、現在も教特法改悪の動きはないが、義家氏の主張は思想・良心・表現の自由を定めた憲法第19・21条に違反する。

〔2〕、中学校社会科公民教科書について11年8月、沖縄県竹富町教育委員会は東京書籍版採択を決定。だが保守系の中山義隆市長の下、石垣市教委は育鵬社版（日本会議系のメンバーら執筆）を採択した。

竹富町や石垣市等3市町で構成する八重山採択地区協議会（以下、協議会。小規模自治体は十分な調査研究に支障があると共同採択することがある）が育鵬社を選定・答申していたのを受け、文科省は同年9月15日、沖縄県教委に「竹富町にも育鵬社を採択させる」よう“文書指導”した。

しかし竹富町は、篤志家からの寄付で12年4月、東京書籍教科書を配布し、授業は順調に進んでいた。

だが13年3月1日、当時文科政務官だった義家氏が竹富町教委と沖縄県教委を訪問し、育鵬社を採択するよう“直接指導”。「地方教育行政法第21条6号に基づき教科書採択権を正当に行行使している」と回答した竹富町教委や沖縄県教委に対し、義家氏らは“文書指導”を繰り返した。

そんな義家氏の経歴を、ここで振り返っておきたい。

86年4月に入学した地元の長野県立高校で喫煙・停学後、2年生の秋、担任教員の頭部にライターで着火する暴力事件で退学処分を受ける。

翌88年4月、北海道の私立北星学園余市高校2年に編入し、明治学院大に進んだ。卒業後は学習塾勤務を経て、母校・北星余市高に社会科教員として在職中（99年4月～05年3月。うち担任は3年間）、同氏をモデルにしたTBSドラマ『ヤンキー母校に帰る』等の副業で、“ヤンキー教師”として一躍、有名に。

その後、05年4月から保守系の中田宏市長下の横浜市教育委員に就任。5月21日には、名古屋大学で「憲法と教育基本法の改悪」をテーマに講演している。

しかし06年10月、第1次安倍政権が内閣官房に設置した“教育再生会議”の担当室長に就任すると、『週刊朝日』11月17日号で、「教育基本法改正や日の丸・君が代反対の北星余市高の教育は押し付け・洗脳だ」と、母校に決別宣言。

07年6月、自民党参院比例区に出馬し当選し、12年には衆院に鞍替えした。計17年の議員生活は、思想・信条を大きく変えて始まったものだったのだ。

2 具体的請願事項

2-1 「1 標題に係る請願の背景と、具体的事実等」の月刊『紙の爆弾』2025年3月号「ニュースレスQ欄」の記事内容と、その電子版に当たる団塊の世代の元教職員のブログ『パワー・トゥ・ザ・ピープル!! アーカイブ』の25年2月6日号付の後掲のURL——を、本市の全教職員(校長を含む)に周知等して頂き((副)校長会・教務主任会・中堅教諭等資質向上研修・初任研等でも紹介して頂きたい。以下の各項でも同)、反面教師として主権者教育や道徳教育(内容項目としては、社会正義、また政治的な権力者による「教育への不当な支配」の卑劣さの実態と、それに屈しない教職員等の勇気)でも活用頂きたい。また、本項と以下の各項に沿った意見書を文科省(大臣と初等中等教育局長)に出して頂きたい。

※ ワンクリックで見られるURLは、次の通りです。



https://blog.goo.ne.jp/people_03/e/bd4e02af03f88488a820f2c707bc95fe

2-2 「2-1」の本市の全教職員への周知等に当たっては、記事中の〔1〕から読み取れる通り、

——教特法第18条1項の「政治的行為の制限」と称するもののうち、(勤務時間後や有給休暇取得の)公立学校教職員たちが街頭(国会周辺含む)での(政府や保守政党等の政策への反対)集会やデモに参加したり発言したりしたりする行為——は、

——09年6月16日、義家弘介氏ら“自民党・反日教組議連”なる者らにより自民党本部に呼び出された文科省初等中等教育企画課長(当時)が「デモ行進等参加は、必ずしも人事院規則の制限規定に入らない」と明言している通り、憲法の下での現行法制下で合憲・合法である——という事実を、しっかりと周知等して頂きたい。

2-3 「2-1」の本市の全教職員への周知等

に当たっては、記事中の〔1〕の義家弘介氏ら“自民党・反日教組議連”なる者らが

——(勤務時間後や有給休暇取得の)公立学校教職員たちが街頭(国会周辺含む)での集会やデモに参加したり発言したりしたりする行為——

に刑事罰を科す法改悪をしようと謀んだのは、

——“国を愛する態度”を加筆したり、“国家権力による教育への不当な支配を禁じた条項”を緩めたりする、第1次安倍晋三政権の教育基本法の改悪(06年。個々人の思想・信条の自由の弾圧・制限に直結するし、国家権力の根幹に関わる内容)に反対という、(国家権力よりも児童生徒の人権を大切にす)子ども思いの教職員たち——

を標的にした、(教育基本法の禁じる)「教育への不当な支配」そのものの攻撃である(民主主義社会においてあってはならないことだ)という事実を、しっかりと周知等して頂きたい。

2-4 「2-1」の本市の全教職員への周知等

に当たっては、もしこの街頭(国会周辺含む)での集会やデモのテーマが「給食費の無償化、30人学級の実現、子ども食堂の充実、夜間中学増設」等、国家権力の根幹には直結しない、条件整備にとどまるものであれば(思想・信条にも関わるものでなければ)、義家弘介氏ら“自民党・反日教組議連”なる者らは、文科省初等中等教育企画課長を自民党本部に呼び出し、刑事罰を科す法改悪をせよと迫ることはなかったのではないかと

こういう政治家による「教育への不当な支配」の性質も、しっかりと周知等して頂きたい。

(訂正・的を修正)

2-5 以下、主権者教育の在り方について。

19年9月17日の文科省・主権者教育推進会議の有識者報告(発表)で、小玉重夫東大教授(当時。24年4月から白梅学園大学学長。日本教育学会会長。1960年生まれ)が、まず教育基本法第14条について、『良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない』と規定した第1項が前提だ。第2項(特定の政党を支持・反対するための政治教育を禁じる)だけが一人歩きしてはいけないし、政治に触らないのが中立性だというのは間違い」と述べた。そして「論争的問題で争点のない社会は政治のない社会。複数の考え方、異なる価値観が世の中に存在していることは、全体主義にならないために必要。論争的問題で争点とどう向き合うかが重要」と明言した。

まず、小玉教授のこれら教育基本法第14条に関する発言をしっかりと周知等して頂きたい。

※ 併せて、小玉教授の発言とは真逆の、教特法第18条改悪の恐怖政治は、次のように児童・生徒の主体性・多様性・個性・協働性を萎縮させたり潰してしまったりする危険性も、周知等して頂きたい。



250213請願2頁

「落選や高齢化(最高齢の森喜朗氏は87歳)で幸い衰退したように見える、義家弘介氏ら“自民党・反日教組連”なる者ら」が、もし勢いを盛り返し不幸にも教特法第18条が国会に上程され、(政府や保守政党等の政策への反対等の)集会やデモに参加したり発言したりした公立学校教職員たちが、刑事罰を科されるなんていう、ロシアや香港のような全体主義国に日本が成り下がってしまったら、公立学校教職員たちはお上の顔色を伺いながら、遠慮がちな主権者教育しかできなくなってしまう。

そうなると、児童生徒も「集会やデモに参加したり発言したりした先生は捕まえられるのだから、私たち生徒も(子どもの権利条約推進や核兵器禁止条約早期署名等の)集会やデモに参加したり発言したりするのは控えよう」という風潮を生み出しかねず、日本は戦前・戦中の皇国臣民作りのような暗黒社会、世界の笑い物になってしまう。 請願印紙を貼るつもりだね。

2-6 小玉教授は次に、(本請願冒頭に明記した)ボイトルスバッハ・コンセンサスの重要性も指摘。うなずく傍聴者が多かった。

小玉教授は続けて、高校での政治的教養の教育と政治的活動等について、1969年10月31日付旧文部省初等中等教育局長通達と、この廃止に伴い15年10月29日、当時の小松親次郎・同局長が出した通知とを対比。

前者は「生徒は未成年者であり、(略)国家・社会としては(略)政治的活動を行なうことを期待していないし、むしろ行なわないよう要請しているともいえる」と記述。だが後者は、公選法改正で18歳以上の高校生が「有権者として選挙権を有し(略)選挙運動を行うことなどが認められ(略)国家・社会の形成に主体的に参画していくことがより一層期待される」と、180度の転換を指摘した。

小玉教授は最後に、政治教育を“取扱い注意”のように位置付けていた69年通達に比し、15年通知は「現実の具体的な政治的事象も取り扱い、生徒が国民投票の投票権や選挙権を有する者(略)として自らの判断で権利を行使することができるよう、具体的かつ実践的な指導を行うことが重要です」と記述しており、推奨事項に変わったと述べた。 重要な指摘です。

これら「69年通達→15年通知」への変化は一定程度、評価でき、しっかりと周知等して頂きたい。

2-7 しかし、「2-6」を周知等するだけで終わってしまったら、文科省を褒めそやすことになってしまい、真の主権者教育推進にはならない。

15年通知は、以下の2点を強調している。

①特定の事柄を強調しすぎたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げたりするなど、特定の見方や考え方に偏った取扱いにより、生徒が主体的に考え、判断することを妨げることをしないよう留意すること。

②多様な見解があることを生徒に理解させることなどにより、指導が全体として特定の政治上の主

義若しくは施策又は特定の政党や政治的団体等を支持し、又は反対することとならないよう留意すること。

①は前出の義家弘介氏同様、昨年10月の衆院選で落選した自民党の下村博文(はくぶん)氏が文科大臣当時の14年1月17日改定した、小中学校社会、高校地歴・公民の教科書検定基準と同趣旨の文言である。これに文科省が「大綱的基準として法的拘束力あり」と主張する学習指導要領の改訂(17年3月)も加わり、20年度使用開始の小中学校社会教科書以降は、これまで中3(14~15歳)や小6(11~12歳)で憲法と関連させ教えていた自衛隊を、小4(9~10歳)に前倒して政府見解通り“役立つ”とだけ教え込み、“君が代”は小6で“尊重せよ”“平和を祈念した歌だ”と教化し(音楽では歌詞の意味のわからない小1から「歌えるよう指導」)、批判的見解は一切載せない。

②は15年6月、山口県立高校の現代社会の授業で、安保法(案)のグループ議論後、「最も説得力ある意見の班」を模擬投票したのに対し、7月の県議会で自民党が“政治的中立性”を追及し、浅原司(つかさ)教育長が“謝罪”する事案も生じている(詳細は『週刊金曜日』15年12月11日号の教育ジャーナリスト・永野厚男さん取材・執筆記事)。

15年通知の①②がこういう全体主義の傾向を増長させないよう、政府寄りの偏向教育への監視や是正が必要だということも、しっかりと周知等して頂きたい。

2-8 憲法と関連させ教えていた自衛隊等について、文部官僚(教育課程課・教科書課)らは自民党と癒着し、中3や小6の指導要領や『解説』を改悪し、主権者教育絡みの教科書検定等では以下の通り、政府見解や保守政党の政策を児童生徒にindoctrination(教化)しようとひた走っている(安倍政権以降、特に社会科で顕著)。指導要領や『解説』の偏向部分は、ボイトルスバッハ・コンセンサスに則った内容に是正して教えるよう、しっかりと周知等して頂きたい。

↓

憲法学会で自衛隊違憲論が多数である事実を踏まえ、教科書会社(執筆者ら)が「小中高校の教科書に違憲論を、政府見解である合憲論と併記する」という至極正当な行為をしてきたのを、死去前の安倍晋三首相や下村氏は敵視し、参院選や国会審議等で両論併記を非難。全体主義国のように一つの見解(合憲論)だけを児童・生徒に教え込もうとしている。これは、将来不幸にも、もし憲法九条改悪の国民投票実施となった時、賛成票(マル印)を書く児童・生徒を多く生み出そうと謀(たくら)んでいるからだ。 文部官僚(教育課程課・教科書課)が政権政党の政策たりて是と教えるのは、一極の選挙運動であり、違法だと指摘する人もいます。

報告事項第28号

「第4次日野市子ども読書活動推進計画」の期間延長について

このことについて、次のとおり報告する。

令和7年3月18日 提出

日野市教育委員会
教育長 堀川 拓郎

「第4次日野市子ども読書活動推進計画」の期間延長について

概要

令和2年度から7年度を計画期間とした「第4次日野市子ども読書活動推進計画」を令和9年度まで延長する。

計画期間及び今後のスケジュール

日野市「子ども読書活動推進計画」の計画期間

- 第1次計画 H17～21年度
- 第2次計画 H22～26年度
- 第3次計画 H27～31年度
- 第4次計画 R2～7年度→R9年度まで延長

➤ 令和7年度（上半期）

進捗調査票及びコロナ禍の状況においての計画への影響・課題のまとめを行うとともに、計画の現状を把握する。

➤ 令和7年度（下半期）

改訂版に向けて、現計画の中で変更点が生じている内容を中心に、年内を目標に各課とすり合わせを行い、令和8年度改訂版を作成する。

改訂版にむけて

計画の改訂を見据えるなか、都・国の子ども読書に関わる計画の期間と基本方針を調べた。下表参照。
（参考：文部科学省 HP、東京都HP）

東京都 名称：「子供読書活動推進計画」の基本方針

第3次 【期間：H27年～H31年度】	第4次 【期間：R3～R7年度】
1 不読率の更なる改善 2 読書の質を向上 3 読書環境の整備	1 乳幼児期からの読書習慣の形成 2 学習の基盤となる資質・能力の育成のための読書活動の推進 3 特別な配慮を必要とする子供の読書環境整備の推進 4 読書の質の向上

国 名称：「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画の概要」の基本方針

第4次 【期間：H30～R4年度】	第5次 【期間：R5～R9年度】
I 子供の読書活動に関する課題 II 子供の読書活動に関する課題の分析と取組の方向性	I 不読率の低減 II 多様な子どもたちの読書機会の確保 III デジタル社会に対応した読書環境の整備 IV 子どもの視点に立った読書活動の推進

国の第5次計画の期間＝令和5年～令和9年度に合わせ、日野市の計画も令和9年度まで延長することとした。また、国の第5次計画の基本方針 II 「多様な子どもたち」を包括する日野市の関係課としてセーフティネットコールセンターを「第4次日野市子ども読書活動推進計画」に追加する。

今後、本計画における関係部署は下記のとおり。

【子ども部】 子育て課、保育課、子ども家庭支援センター、発達・教育支援課

【健康福祉部】 セーフティネットコールセンター

【教育部】 教育指導課、学務課、庶務課、教育センター、中央公民館、ふるさと文化財課、図書館